

河合町議会会議録

平成27年 6月16日 開会

河合町議会

平成27年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月16日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中 尾 伊佐男	3
岡 田 美伊子	5
池 原 真智子	7
谷 本 昌 弘	19
大 西 孝 幸	24
岡 田 康 則	25
森 尾 和 正	29
清 原 和 人	43
西 村 潔	48
馬 場 千恵子	65
○散会の宣告	75
○署名議員	77

平成 2 7 年 6 月 1 6 日 (火曜日)

(第 2 号)

平成27年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年6月16日(火)午前10時01分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	西井賢治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
住民福祉課長	門口光男	福祉政策課長	辰己 環
社会福祉 協議会課長	上村 豊	保健スポーツ 課長	梅野修治

特命担当課長	山本孝典	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	斉藤幸美	まちづくり 推進課長	中山雅至
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	杉本正範
生涯学習課長	上村欣也		

会議に従事した事務局職員

局	長	御興善弘	主	査	堀内一憲
---	---	------	---	---	------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成27年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（疋田俊文） 1番目、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾伊佐男議員。

（12番 中尾伊佐男 登壇）

○12番（中尾伊佐男） おはようございます。議席番号12番、中尾伊佐男です。通告書に基づいて質問いたします。

高齢者の買い物支援について、再度質問いたします。

河合町では、65歳以上の高齢者の方が約6,300人暮らしておられます。町の人口の30%です。高齢化社会において、毎日の買い物することも大変厳しい状況です。各大字の小売店も廃業する店が多くなっています。現在、主に買い物できる店は、西大和ニュータウン内の大型スーパーだけです。高齢者の方の多くは車に乗らない人が増えています。歩いて買い物に行くのも遠くて大変不便という声を聞きます。高齢者の方が、日々の生活に支障なく快適で

生き生きと生活ができるように、再度買い物支援バスの運行を求めます。

昨年9月議会で質問の回答をいただきました。河合町地域公共交通活性化協議会において協議していることで終わりました。検討するだけでは、高齢者の方の買い物支援にはつながりません。このような問題は人ごとではありません。いずれ皆さん年老いて高齢化社会に生きていくのです。人は皆回り回って我が身に返ってくると思います。河合町も財政難で大変厳しいけれども、現在使っている豆山きずな号を活用することも視野に入れて考えてみてください。いかがでしょう。

高齢者の方が安心して暮らせる町になることで、若い人たちも将来に安心できる河合の町に住んでくれると思います。人口減の抑止にもなることでしょう。高齢者の方が安心して暮らせる町には、活気ある、夢もある河合町の町に誰もが住みたくなる誇れる町になるように頑張ってください。一日も早く実現してください。

また、町長の就任の挨拶の中に、快適で住みよい心の田舎づくり、町の活性化、町再生等の言葉があるんです。希望がある、未来があるまちづくりを考えて実現を願っています。私も応援します。回答よろしくお願いします。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 本町においては、買い物などの日々の生活の基礎となる移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上に向けて、河合町地域公共交通活性化協議会において協議していただいているところです。

協議会では、生活交通の確保に関する事業としてコミュニティーバスの運行を踏まえた計画案を取りまとめましたが、その後、議会における一般質問などにおいて、議員からもデマンド交通も含めての検討をしてみてもどうかとのご提案をいただきました。

そこで本年4月より社会福祉協議会で試行的に福祉有償運送の対象を拡充し、買い物にもご利用いただいております。ドア・ツー・ドアの輸送に対する満足度や課題などの情報を蓄積し、今後は本町の実情に即した形態の輸送サービスを実現し、買い物などにご利用いただきたいと思います。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、豆山きずな号で買い物へ行けないかと

いうご質問なんですけれども、豆山きずな号については定時定路線運行ということで、町内22カ所の停留所がございます。現在そういう形でやっていますので、買い物については独自の運行については、見直しについては非常に厳しいかなと考えております。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 買い物支援バスの導入をやる気を出して早く実行してください。お願いします。

○議長（疋田俊文） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 2番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（岡田美伊子） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） おはようございます。1番、公明党、岡田美伊子が通告書に基づき、これから一般質問をさせていただきます。

質問に当たりまして、何分初めての経験であり不勉強な点もありますが、理事者の皆様、よろしく申し上げます。

質問は、子育て支援として子ども医療の無料化の拡大についてでございます。

厚生労働省の人口動態統計によると、女性が生涯に産む子供の推定人数を示す平成26年度の合計特殊出生率が1.42となり、9年ぶりに低下したことがわかりました。17年の1.26を底に緩やかに上昇していましたが、前年を0.01ポイント下がり、26年に生まれた赤ちゃんの出生数は100万3,532人で、過去最少となりました。奈良県の出生率は全国で3番目に低い結果となっています。そのような中で安心して子供を産めない理由の一つが、経済的負担の重さであり、特に子供が3人以上の多子世帯になると、食費や教育費などを含め、さまざまな出資が増える。ある調査では第3子以降を産めない理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げた人が最も多い結果となっています。

このようなことから、子育て支援は待ったなしです。私も今回選挙を通し、河合町の若い子育て世代の方々からもいろいろなお声をいただきました。特に多かったのが子供の医療

費のことでした。子供を育てる中で、風邪を引いたりけがをしたりと医療費が結構かかることや、病状によっては少し我慢させて病院には行かないという声もありました。これでは、安心して子供を産み育てることはできません。現在、河合町の子ども医療費について、通院は就学前まで、入院が中学3年までと県の取り組みとなっています。さきに述べましたように、通院も中学3年生までにしてほしいと多くの親御さんが望んでおられます。近隣の市町村においても、子育て支援の充実に注いでおります。河合町でも子供を産み育てやすいまちづくりのためにも、通院も中学3年生までの医療費の助成を一日も早いお取り組みをお願い申し上げます。

公明党は結党50年になります。これまで少子化が進む中、将来に向けて早くから子育て支援に取り組んでまいりました。これから、私も明るく元気な声が聞こえる河合町のまちづくりのために、子育て支援を全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○住民福祉課長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口住民福祉課長。

○住民福祉課長（門口光男） 本制度は、医療費助成対象者の心身の健康並びに福祉の増進を図る目的として、河合町子ども医療費助成条例を制定いたしております。

現行制度の状況につきましては、ゼロ歳から就学前の乳幼児は一般的に抵抗力が弱いと考えられ、病気やけがをしやすいことから支援が必要と考え、奈良県の基準に基づき、通院月500円、入院月1,000円、ただし14日未満におきましては500円を一部負担していただき、保険診療にかかる自己負担分を助成し、昨年8月より所得制限を撤廃いたしました。また、就学児の拡充、これにつきましては、平成26年度より入院月1,000円、ただし14日未満につきましては500円を負担していただき、助成を中学校卒業まで拡充し、さらに昨年8月から所得制限を設けておりません。今後におきましても、奈良県の基準に準じて医療費の助成を行ってまいりたいというように考えております。

○議長（疋田俊文） 岡田美伊子議員。

○1番（岡田美伊子） よくわかりましたけれども、さっきも述べましたように、通院中学3年生までしてほしいという親御さんの声が本当に多いんです。どうかよろしくお願いします。

○住民福祉課長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口課長。

○住民福祉課長（門口光男） 基準を超える助成制度、これになりますと町単独事業となり、

新たな財源が必要となります。限られた財源を効率的・効果的に他の福祉助成等を設けていることをご理解賜りたいというように考えております。繰り返しとなりますが、県の基準に準じて対応してまいりたいというように考えます。

○議長（足田俊文） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（足田俊文） 3番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（足田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、今年4月に施行された生活困窮者自立支援法についてお聞きをします。

この法律は言うまでもなく、病気や失業、低収入などで生活が立ち行かなくなった人を支えるためのもので、最後のセーフティーネットであります生活保護を受ける一歩手前の支援策だと言われています。今、日本では平均所得の半分以下で生活せざるを得ない相対的貧困状態にある人たちが、国民の6人に1人の割合で存在しており、合計832万世帯にも及んでいると言われています。その中でも、単身女性の3人に1人、ひとり親家庭の2世帯に1世帯が年収200万円以下の貧困に置かれています。その結果、生活保護世帯は162万世帯に達しており、過去最多の水準にあります。これらを見る限り、日本社会は持つ者と持たざる者の経済や生活格差が確実に拡大し、行政的にも無視できない状態にまで来ていると言えるのではないのでしょうか。

こうした状況を受けて、今回この支援法が施行されたわけですが、内容としては相談業務の強化や就労支援、一時的な住居・食料の提供、債務整理を含む家計の再建、子供の学習支援などを行うとしています。今回は、福祉事務所のある自治体での取り組みが中心ですが、だからといって、河合町でも取り組まないというわけにはいかないのではないのでしょうか。なぜなら、今、ご紹介しました実態は、この河合町でも同じことが起こっていると思えばなりませんし、きちんとした行政支援を行うことで、最悪の事態を防ぐことができると思うからです。

こうしたことを踏まえて、次の質問にお答えください。

1つ目に、この支援法についての町の考え方を明らかにしてください。

2つ目に、支援法の対象となるべき人たちは何人ぐらいおられ、何世帯ぐらいあるでしょうか。また、町全体から見た割合はどれぐらいになるでしょうか、教えてください。

3つ目に、今回、相談窓口の設置は法的には義務づけられていませんが、だからといって必要がないということではありません。むしろ生活に困っている人たちのために、積極的に相談業務を展開するべきだと思います。町として必要だと考えておられるのでしょうか、お答えください。

4つ目に、その上で町としての相談窓口はどこになるのか、お示ししていただくとともに、関係する全ての部署や課を明らかにしてください。

5つ目に、生活困窮者の方に町としてどのような方法で、そして、どのような体制でサポートしようと考えておられますか、その内容も含めてお示してください。

大きく2つ目に、認知症の人に対する取り組みについて質問します。

ご承知のとおり、認知症とは物事への認知機能、つまり記憶力や判断力が低下する病気です。認知症になりたくてなる人はいませんが、発症した人を苦しめるのは、病気そのものもありますが、同時に社会にはびこる偏見や無理解だと言われています。それは、介護する家族にとっても同じではないでしょうか。時には、偏見や無理解によるダメージが、本人の心身状態を悪化させ、外見上重症化したと誤認される人も後を絶ちません。その意味では、認知症をめぐる問題というのは社会問題であり、家族や福祉現場などの介護者だけの課題ではなく、行政や地域の問題として捉えられるべきではないでしょうか。自分たちも含め、いつそのような病気にかからないとも限りません。もし、自分がそうなったとき、どんなふうに介護されたいのか、かかわってほしいのかを考えるべきだと思います。そのためにも、この認知症問題を自分の問題として捉え、地域の課題としてみんなで考えることが、しいては当事者や家族の安心・安定につながると思います。そうした意味から次の質問にお答えください。

1つ目に、対象となる人は何人ぐらいおられるでしょうか。また、高齢者全体から見た割合はどれぐらいで、今後さらに増加すると考えられますが、その見通しについてお答えください。

2つ目に、町として、本人及び家族へのサポート体制はどのようなになっているでしょうか。その内容も含めて、お示してください。

3つ目に、先ほど指摘しましたように、この問題はいわば社会問題です。その意味から理解を深めていただく取り組みが大変重要になってきますが、そのための研修は行われているでしょうか。行政職員及び関係団体、地域住民を対象とした研修の実施実績と啓発の状況を明らかにしてください。

4つ目に、病気そのものや、そのほか生活面などの相談窓口はどこに置かれていますか。また、当事者や家族・関係者が町で相談できるということを認識できていますか。通知や啓発について教えてください。

5つ目に、もし行方不明者が出た場合、直接の担当窓口はどこになりますか。さらに、その際の対応方法と体制はどのようになっており、緊急の場合の連絡はどこにすればいいのか、お示してください。

6つ目に、この認知症問題全般についての今後の課題について明らかにしてください。

再質問があれば、自席にて行います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうから、生活困窮者自立支援法について、今、5つの質問をいただきましたので、回答させていただきます。

この生活困窮者自立支援法は、本年度の4月から施行されまして、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を包括的な相談で把握し、生活困窮者の社会参加と就労を支援しながら、生活向上を図り自立を目指すものであり、また、生活保護になる前の段階での支援を行う第2のセーフティーネットとして位置づけられていると考えております。

2つ目の町内での対象となる人数、割合等につきましては、生活困窮者の方につきましては、法律上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされておりまして、一概に数字であらわせるものではないと考えております。しかしながら、人数等は把握できておりませんが、所得等の数字で見ますと、平成26年度のデータでは、河合町では等価可処分所得の中央値が243万3,500円であります。この2分の1の121万6,775円未満の世帯が貧困であるのではないかと見られます。率にしますと16.52%が貧困であると思われれます。

ちなみに生活保護受給者の世帯は、5月末現在では99世帯の方で136名の方が受給されております。全体からの割合としましては、世帯数では1.27%、人数では0.74%という割合となっております。

3つ目と4つ目を一度に回答させていただきたいと思います。

相談窓口は義務づけられていないが、町としてはその必要性をどのように考えているのか。その上で、町としての相談窓口を明らかにするとともに、関係部署を示してくださいというご質問だったと思います。

この支援法で義務づけられています事業では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給などは、福祉事務所の設置自治体、この場合は県が行うものですが、町としましても相談窓口としまして、福祉政策課や社会福祉協議会、総合相談窓口の包括支援センターで、現在でも相談を受けているところでございます。

5つ目の町としてのサポートと体制、内容はどうかというご質問ですが、窓口で相談を受けました後は、相談者の現在の状況や状態を調査させていただき、どのような対応を行えばよいのか検討し、町だけで対応できないときは、今年4月から奈良県が委託しています奈良県社会福祉協議会の中にあります奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや中和福祉事務所につないでいき、対応をお願いしているところです。

また、相談窓口としまして豆山の郷で毎月第2金曜日午後から奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターから相談員を派遣いただき、出張相談を実施しているところです。住民への周知としましても、広報及びホームページに掲載させていただいたところです。そしてまた、民生児童委員にも相談があればサポートセンターのことについて説明をし、つないでいくようお願いしたところでございます。

2つ目の認知症の人に対する取り組みということで、6つの質問をいただいております。

1つ目の町内における対象者と人数、全体から見た割合、今後の見通しということで、認知症症状に関しましては、家族や同居者が周辺症状を引き起こさない限り、認知症だと気づかない場合と、家族間の中だけで対処される傾向があるため、現実の把握が難しいところですが、平成26年度介護認定をされた方の中から見ますと、認知症と診断を受けておられる方は623人おられました。率に直しますと65歳以上の高齢者全体から見た割合としましては9.95%の方が、何らかの認知症状がある方と言えます。

今後の見通しとしましては、高齢者の増加とともに認知症の方の増加が見込まれるところで、また、筑波大学発表の研究報告によりますと、10年後には20%の方が認知症になられるだろうという推計も出ております。

2つ目としましての町としての本人、家族へのサポート体制等についてということで、平成26年度から河合町では、町内の3カ所の認知症グループホームの協力を得まして、認知症

の専門相談窓口ということでお願いしているところです。あわせて、町医師会の協力を得まして5カ所の開業医の先生に認知症かかりつけ医をしていただいております。特に、認知症グループホームにお願いしています専門相談窓口に関しましては、地域包括支援センターに寄せられた相談に必要な応じて同行訪問等をさせていただいているところです。また、県の認知症疾患センターでありますハートランド信貴山とは、認知症診断を初め、専門的支援機関として役割を担っていただいているところでございます。

3つ目のご質問です。

この問題について理解を深めるための職員、関係団体、住民を対象とした研修の実施、実績と啓発状況ということで、河合町では、認知症サポーターとして、平成18年から現在までに842人の関係団体、住民の方に認知症についての研修を受けていただき、地域において穏やかに生活するための見守りや理解者として、サポーターの方のできる範囲で活動をしていただいております。また、家族介護教室という中で、認知症の患者への接遇などを対象にした研修を実施し、40名の住民の方の参加を昨年度は得ました。また、平成27年度には、認知症の専門の家族介護教室の開催を考えているところでございます。町職員を対象とした研修も高齢者や認知症の方の増加などを考えますと必要であるという研修と考えておりますので、実施に向けて検討をしたいと思っております。

4つ目の質問でございます。

病気そのものやその他生活面などの相談窓口はどこか。また、啓発はどのようになっているのかということで、認知症の相談だけではなく、総合相談窓口としまして地域包括支援センターで対応させていただいております。そこから、家族等の話を伺い、その方の状態に応じた対応を考えて、必要な専門機関や専門職につないでいくこととなります。

啓発につきましては、出前講座といたしまして地域に出て行って住民の皆さんに認知症などについて説明会を行ったり、啓発活動を行っております。また、認知症になっても在宅で安心して生活ができるよう、認知症サポーター養成講座を開催させていただいたところです。ご本人や家族が認知症になっても助け合える環境づくりを目指していきたいと考えております。

5つ目の質問でございます。

行方不明者が出た場合の担当窓口及び方法、体制、緊急通報はどうすればいいのかというご質問ですが、担当窓口としましては、昼間といたしますか、福祉政策課及び包括支援センターが窓口となっております。夜間や休日には役場へ連絡させていただいた場合は、宿日直者

の部屋へ連絡が入り、宿日直者が内容を確認し、包括支援センターの職員に連絡し対応をさせていただくということになります。

そして、包括に連絡の内容により対処方法は異なりますが、行方不明者の場合でしたら本人の状況を確認しまして、西和警察や安心安全推進課へつなげていただき、安心安全推進課から消防団での捜索や防災無線の使用をお願いしているところです。そして、緊急通報の場合は、西和警察署にお願いしたいというふうに思います。

最後に6つ目のご質問です。

今後の取り組みの課題についてということで、高齢化が現在進む中、認知症高齢者も2025年には倍になると予想されております。認知症対策は、認知症を正しく知ってもらう啓発活動から始まり、早期発見・早期対応、適切な医療・介護等のサービスの確保、家庭の支援、周囲の見守り、ターミナルケアまで、地域の保健・医療・介護・福祉が連動する体制を構築し、認知症の進行の各段階に応じた適切な対応が展開されることが必要であると考えております。

ですけれども、町だけでは体制の確立は無理がありますので、医療機関や介護事業所などの連携が課題の一つになりますが、まさしく今進めております地域包括ケアシステムの構築がそうであり、体制の確立に向けて、今現在、調整を行っているところでございます。

認知症の発症を完全に防ぐことは困難ではありますが、生活習慣の改善、食生活の見直し、定期的な運動や趣味等の活動による脳の活性化を図ることなどで、発症や進行をおくらせることが期待されていることから、あらゆる機会において啓蒙啓発を行っていきたいと考えております。

また、住民の皆さんに対しても、認知症について正確な知識や理解の普及と意識啓発を、健康相談や健康教室の機会を通じて行うほか、包括支援センターを中心に総合相談窓口の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の生活困窮者の支援法にかかわってですけれども、実態把握は数字の上では難しいというお答えだったんですけれども、ただ、困窮者と言われている人が、河合町では16.52%おられるという回答だったんですけれども、これは、先ほど私、6人に1人と言いましたけれども、これは16%という生活困窮者の数字が新聞等で報道されている

ことから考えれば、河合町のほうが若干1%ほど多い数になるんですけれども、これについて町としてどんなふうに捉えられているのかを、再度お答えを願いたいというふうに思います。

それと、福祉政策課とか地域包括支援センターで窓口になっているというふうに言われていますけれども、生活困窮者の方への支援、相談窓口はそうであったとしても、DVとかでも一緒ですけれども、どこにどんなふうに相談されるかもわからない。支援体制についても、福祉サイドだけではもちろんでき切れない部分もあって、例えば教育委員会であるとか、子育て支援であるとかというふうな部門についても、一緒に取り組んでいかなければならないというふうに思います。それで、その辺の連携というのは、どんなふうになっているのか。さっきも答えがなかったと思うんですけれども、関係する部署・課は一体どこになるのか。それについての連携について、再度お答えを願いたいというふうに思います。

ほんで、全般的にサポートセンターの話もありましたけれども、全般的に町として主体的にどんなふうに取り組んでいくのかというお答えが、私はなかったように受けとめたんで、その辺についても、再度お答え願いたいというふうに思います。

それから、2つ目の認知症の問題について、65歳以上の高齢者の方のうちの9.95%が、何らかの認知症状を持っておられるということでお答えがあったんですけれども、これは周辺の町村、行政、自治体と比べて多いのか少ないのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思いますのと、それと、サポーターの養成講座をやられているということで、サポーターが既に842人出ておられるというふうにお答えがあったんですけれども、この方たちがどんなふうに取り組んでいただけるのかということが問題だと思うので、その方たちの具体的な取り組みについて教えていただきたいなというふうに思います。

それから、相談窓口であるとか、緊急連絡の場合のお答えがそれぞれあったんですけれども、これも先ほどの生活困窮者の問題と同じくなんですけれども、福祉政策課と地域包括支援センターだけでは、とても対応し切れない問題もあると思うので、バックアップ体制というか、連携の体制はどんなふうになっているのか、再度お答えをお願いします。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、生活困窮者の率の問題、これにつきましては、一応、先ほど課長が答弁しましたように、限定するということが大分難しいというふうに思っています。ただ、先ほど答弁ありましたように、所得、これから考えますとこういう数字になっておりますので、それがよいかどうかということにつきましては、他都市と比べている部分ではな

いんですけれども、多いとか少ないとかいう判断は、他都市と比べましても今の段階ではできないなというふうには思っております。

それと窓口です。これにつきましては、先ほど申しましたように、基本的には福祉部の福祉政策課、それか社会福祉協議会で困窮者の相談を受けておると。基本的にやはり皆さんそういう相談に来られますのは、生活保護の受給という部分の中で相談が多いというふうに考えております。その中で困窮者につきましては、基本的には福祉政策のほうに来られるというふうに理解をしておるところでございます。

それと、全体的に町としましては、窓口設置の義務はないんですけれども、それにつきましては、やはり一番最初に来られるのは町のほうに相談に来られると、こう認識をしております。そういうことの中で、例えば県のほうにつないでいくとか、例えば就労支援とか、そういうふうな形につきましては、個人のサポート体制、これを築かれますので、そこら辺を県と連携をしながら考えていきたいというふうに思っております。

それから、認知症の問題、これにつきましては、周辺の自治体の率までは今出ておりませんが、これにつきましては、河合町の場合、全体的に高齢者の数が多いというふうに、今、思っておりますので、若干高いのかなというふうに認識をしております。

それから、認知症サポーターの方、この方につきましては、サポーターの研修を受けてもらった後、地域におきまして、例えばその辺の見守りとかもしていただきますし、例えば研修会で講師をしていただけるというのもございます。そういうような形で活動をしていただいております。

それから、相談窓口のバックアップ、これにつきましては、確かに認知症の方の相談というのはあらゆる部分であるかもわかりません。それにつきましては、基本的には地域包括のほうで統括して問題を押さえていきたい、その辺をバックアップしておきたい。包括のほうから、先ほど申しましたグループホーム等の専門の職員さんとかと協力しながらバックアップしていきたいというふうに考えております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 困窮者の問題ですけれども、多い少ないは判断はできにくいという話ですけれども、私は河合町に住んでおられるということ自体、きちんと把握すべきではないかということと言いたかったというか、おられること自身がやっぱり町にとって問題になるのではないかというふうに思います。

なかなか実態把握は難しいんですけども、例えば、待っていてもなかなか相談に来られないというのはあると思うんですけども、ただ、あるところでは、年金とか保健とか子育て支援の部局と連携して、例えば税金の滞納であるとか、扶助の申請状況を前もって把握して、それを関係課で情報を共有化しながら、本人の意向を尊重して、どんな支援につなげていくのかという取り組みをされているところがあります。部長のほうから、直接的には生活保護の申請が多いというお答えがあったんですけども、もちろんそうだと思います。今まで生活保護の手前のバックアップ体制がなかったから、そういうふうになってきたんであって、せやから、生活困窮者のための相談を受けますよというのを、広くまずは町民に知らせなくてはなりませんし、問題は、私、連携というお話をしましたけれども、関係課です。例えば悪く言いますと、後の認知症の問題にも関係するんですけども、地域包括とか福祉の担当課だけが担当していけばいいんだという雰囲気にならないのかどうかというのを心配するわけです。これは、全体的に取り組まなければ、1人の人の問題ですけども、いろんな角度から支援する必要がある場合もたくさんあります。そんなときにどういうふうにしていくのかという体制を関係課で日ごろから決めておかなければならないというふうに思うので、その辺のことについて、もう一度お答えを願いたいというふうに思います。

それから、認知症の問題で、ここも同じなんですけれども、ただ一番の問題はやっぱ必要な人に必要な情報がきちんと届けられているのかということが問題だというふうに思うんですけども、これも同じですけども、福祉の担当課であるとか地域包括だけで解決できる問題と解決できない問題があると思います。

行方不明の問題も言いましたけれども、私がなぜこんなことをこの場で質問させていただいているかといいますと、何人かの人が行方不明になられて、役場の出先に住民の方が通報されたにもかかわらず、うちではないということで、ぱんと切ってしまったということが、2人か3人連続してあったんです。ですから、役場内では福祉の担当部局が責任を持つということになりますけれども、どこでも誰でもきちんと通報を受け入れて、きちんと取り組みをしていくということが、ただの行方不明の場合だったら、早期の対応が大変なことになる前にとめていくというのがありますし、もちろん町の方もご存じですが、いまだに行方不明になったまま行方知れずという方も、河合町内でそんなこともありました。

ですから、どれだけ早急な対応ができるかというのがあるので、それをどんなふうにつくっていくのかということを再度お答え願いたいと思いますのと、緊急窓口の住民に対する啓発というか、例えば、これは認知症の方だけではなくて、子供さんであるとか、例えば障害

をお持ちの方、特に知的な障害をお持ちの方とか精神的な障害をお持ちの方の場合もあったというふうに、行方不明になったということで私も聞いています。そんなふうな場合の緊急の体制について、再度お答えを願いたいというふうに思います。

それと、警察や民生委員や自治会とか消防も含めてですけれども、緊急事態が起こったときのマニュアルがあるのかどうか教えてください。再度お答え願います。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、生活困窮者、この件について、先ほど認知症の問題とも関連はするんですけれども、全体的に見まして、医療の形の部分については河合町役場、小さい役場ですので、その辺の情報を共有しているというふうには認識をしております。特に、今回4月から困窮者の法律ができました。これにつきましては、社会福祉協議会の今度の広報の中でそのご紹介をしまして、そういう体制をしておりますという部分につきましては周知していくというふうに考えております。

それから、困窮者の問題と合わせましてなんですけれども、認知症の問題、これにつきまして、特に認知症の中で、皆さんがご心配されるのは徘徊の老人の件ではないかというふうに思っております。これにつきましては、行方不明というふうにはなるんですけれども、これについて、まず町の出先も含めまして、職員でありましたら、その辺につきましては認識をせなならんというふうに思っております。先ほど課長が申しましたように、その辺の研修をしてまいりたいというふうには考えております。

それと行方不明者の対応につきまして、例えばこれは認知症だけではございません。普通の一般の方、それから子供さん等を含めて、これにつきましては河合町役場の中で、安心安全課等と協力をしながら、またマニュアルもございまして、それに基づきまして、その辺の対応をしているというふうにご理解願いたいと思います。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 困窮者の問題で、各課共有できているというお答えだったんですけれども、それは大変甘いのではないかと、漠然とし過ぎているのではないかとというふうに思います。

ほんで、先ほどご紹介しましたように、前もって情報を把握しているところも既にござい

ます。なぜかといいますと、生活困窮者の場合は大変な時代に、認知症の場合も一緒ですけれども、一步間違えば命にかかわる問題にもつながるということを、まず認識していただきたい。その上で、前もって、この人には支援が必要ではないかという対象者を役場内で、内々でも結構ですので把握するべきではないかというふうに私は思うんですけれども、その辺について、再度お答えを願いたいというふうに思います。

それから、認知症の方の、今、徘徊の問題で職員の研修はやっていくということがありましたが、実際に起こっているんですから早急にやってもらわなくてはならないというふうに思うんですけれども、とにかくにも緊急な事態が起きたときに、すぐに通報して、すぐに動いてくれるという体制を住民が知っているのかどうか。サポーターのことはもちろんご存じだと思いますけれども、住民や家族がきちんと知っているのかどうか、私は一番ネックになると思うので、その辺について再度お答えを願いたいのと、マニュアルあるとおっしゃったんで、どんなふうなマニュアルなのか、もう一度お答えを願いたいというふうに思います。

それから、もう一つ、時間が余りないんですけれども、日ごろからその対象となる人の状況把握というか、例えば軽度であるとか徘徊があるとかというふうなことを把握されているのかどうかだけ教えてください。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず生活困窮者の事前把握、これは大変難しいというふうには認識をしております。相談に来ていただきましたら、この方は困っておられる中でどうなっているのかという形の部分はできますけれども、特定してこの方はどうやというのを事前にやるというのは大分難しいのかなというふうには思っています。といいますのは、先ほど申しましたように、生活困窮者の規定というのが大分厳しゅうございます。一応、先ほど言いましたように百二十何万という、一定のラインしてますけれども、その中でも生活しておられる方もおられましたら、中には厳しい方と、これを特定するというのは大分難しいのかなと。相談に来ていただきました中で、その後、庁内で検討するということが可能かというふうには思っております。

それと職員研修とか、日常の管理の形、これにつきましては、事業所さん、ケアマネさん等の連携の中で、一人一人の状況というのは包括とか福祉政策課のほうに入ってくるようにはなっております。その辺の状況でございます。

それと、行方不明者の対応につきましては、できておりますので、担当のほうから答えていただきます。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 行方不明者のフローチャートでございますが、通報者から連絡があった場合に、行方不明者の情報、それと通報者の情報を収集いたしまして、例えば警察に捜索願を出しているのかどうか、そして、西和警察署の見解を聞いたり、その上で防災行政無線を使用するのかどうか、消防団の出動を要請するのかどうか、そういったことをフローチャートでまとめております。

ただ注意しないといけないのは、悪意のあるケースでないかどうかという判断、例えばDVであったり児童虐待であったり、そういったことの判断も踏まえた上で警察と協議し、迅速に対応していく体制を整えております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 困窮者のことですがけれども、前もって把握することは難しいということのお答えだったんですけれども、なぜ難しいのかということか、必要性について感じておられるのかどうかだけ教えてください。

それと、安心安全課のほうからお答えがあった分ですがけれども、例えば防災無線であるとかというのをするのかどうかという判断は、誰がするのかだけ教えてください。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず把握の必要性、これについては必要だというふうには考えております。ただ、やっぱりご相談に来ていただきまして、初めて私らのほうも、この方が困っているというふうには思います。そこまでは、先ほど言いましたように、金額面だけで判断するというのは大分困難かというふうには思っております。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防災無線使用の判断につきましては、まずはその通報者の同意をいただきます。その上で、防災行政無線で周知していただきたいという要請があれば、安心安全推進課のほうで判断し対応させていただいております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） これで最後にしたいと思えますけれども、困窮者の問題で前もって把握することは必要やというふうに、今お答えがありましたけれども、あくまでも相談に来られたらという話なんですけれども、そうではなくて、今、何が必要なのか、どういう取り組みが必要なのかについて、きっちり今後取り組んでいただかないと。先ほども言いましたように、命にかかわる問題ですので、その辺について、また必要であれば継続して質問をさせていただきながら一緒に考えていきたいなというふうに思います。

それと、今、誰が判断するのか教えてほしいということで、防災無線だけじゃなくて、次の段階に行くときの判断を誰がするのかとお聞きをしたかったのと、すみません、もうちょっとだけ、問題は福祉の担当課や地域包括だけが裸の王様になるのではなくて、町全体で取り組んでいただくことを私はお願いをしたかったので、これも含めて継続的に質問を今後していきたいというふうに思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10分間。

休憩の後、議長を交代します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○副議長（森尾和正） 再開いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○副議長（森尾和正） 4番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 谷本議員。

（11番 谷本昌弘 登壇）

○11番（谷本昌弘） 議席番号11番、谷本昌弘、通告書に従いまして、次の提案及び質問をさせていただきます。

①河合町の観光資源についてでございます。

河合町にも観光資源はたくさんございます。河合町散策マップにも詳しく紹介されております。今回、河合町役場の一角そのものを観光資源の一つにできないかといった提案でございます。平成22年度にも一度提案しております。今回同じ提案になりますが、2度目の提案になります。

春の桜に始まり、チューリップ畑、バラ園、ショウブ園、秋のダリア園に至るまで途切れることなく一年中花が咲き乱れる公園、近年ますます充実する馬見丘陵公園、春先のシーズンには観光目的の方々が途切れることなく南へ南へと、本当に長蛇の列になります。

その公園会場北側入り口が近鉄池部駅、それに隣接するのが河合町役場と墨書された数寄屋門、間口1間観音開きの総ケヤキづくり、さらに、石面に浮き出た左右一対、あうんに構える等身大の獅子の雄姿、これなどは本当に見る人を誘い込むような門構え、あるいはめったにお目にかかれないような代物の門屋が、威風堂々と建っておるわけでございます。この門をくぐり抜け、コケむす日本庭園の木立に囲まれた石畳を上り終えると、築90年の旧役場跡の正面玄関に出ます。そのたたずまいにおきましては、こちらに見える観光客の皆さん方、ほとんどこの日本庭園とあわせて感嘆の声を漏らされるのが現状でございます。

旧役場内の部屋におきましても、保存状態が大変よく、特に村長室、また会議室などの天井や壁面づくり、照明器具までもがアンティーク調の非常に時代物を思わせるようなつくりになっております。これらの建物と日本庭園をぜひとも観光客の皆様方に開放して、大いに河合町をアピールするものと、絶好の機会と思っております。

1回目にも増して、2回目の今回はさらに強く提案する次第でございます。担当課の所見をお聞きいたします。

2つ目に、平成26年度6月議会にも取り上げました体育館の雨漏りについてでございます。今年も梅雨の季節に入りまして、昨年より雨漏りの箇所が増えております。中央付近に5カ所ほどバツ印がついております。フロアの雨漏りは大変危険なことをご存じでしょうか。ワックスがけしたフロアに水滴は絶対に禁物です。利用者の方々が滑ったり転んだり大けがをしてからでは、本当に遅いわけでございます。理解しながらも修繕していないこと、これは本当に施設管理という面から数えましても、大変大きな問題になるかと思われまます。

昨年の指摘後に、調査や対策や補修はされたのでしょうか。たくさんの方、またクラブチームが利用しております。1年間の施設使用料などは、どれぐらい収入として上げられておるのかといったことなどをお聞きいたします。

あとは、自席において質問いたします。

○副議長（森尾和正） 総務課長。

○総務課長（木村光弘） 私のほうから、河合町の観光資源という形へのご質問についてお答えさせていただきます。

近年馬見丘陵公園のイベントによりまして、多くの方が河合町の玄関口であります池部駅を利用され、来訪者に河合町をPRすることができ、また役場庭園は憩いの場となり、非常に喜ばしいことと思っております。

今後も県は公園のイベントに力を入れていく中、河合町を訪れる方がますます増えることに間違いのないようにも思っております。

来訪者の方々が、役場入り口、庭園等の風景を見て心地よく思っていたくためにも、役場周辺については景観を壊さないよう、清掃、草刈り、剪定などの維持管理に努めています。また、河合町の玄関口にふさわしい観光スポットとして捉え、取り組んでいかなければならないとも認識をしております。

旧庁舎の利用につきましては、現在、商工会から観光の拠点として利用したい、また利用してはという意見も伺っております。

今後、商工会、町民、職員などの意見を受け、観光資源として旧庁舎、役場、庭園をどのように利用し、どのように取り組みを行うべきかなどを検討してまいりたいと思います。

○保健スポーツ課長（梅野修治） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 梅野保健スポーツ課長。

○保健スポーツ課長（梅野修治） 私のほうからは、河合町施設体育館について、体育館の雨漏り対策についてということで、お答えさせていただきます。

中央体育館については、築36年経過しており老朽化していることは認識しております。議員ご指摘の雨漏りの件については、通常の降雨では異常はありませんが、風雨等、異常な雨が降ったときに雨漏りする場合があります。ただ、雨漏り箇所の特定は、天井等高所であるため、特定することが難しいのが現状です。なお、今後は雨漏り箇所の特定及び補修するよう考えてまいります。それと、中央体育館の平成26年度の使用料収入なんですけれども80万7,000円でした。

以上です。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 役場の一角の観光化です。ますます奈良県そのものがこの丘陵公園に力を入れぐあい、馬見丘陵公園を開発する意気込みというものが、目に見えて伝わってきております。例えば、平成25年度にはチューリップ畑、平成25年度には20万株というチューリップ畑を植え、また平成26年度30万株のチューリップ畑で花咲き乱れております。いずれ県は、これを100万株にしたいといったような構想を持っております。また、フラワーセンターというものを建設する予定もございます。

このように、奈良県そのものが非常に丘陵公園に力を入れるといった意気込みがひしひしと伝わっておる中で、今後ますます河合町にお見えになるお客さん、あるいは来訪者の方々が当然増えるものと予想されます。

そこで、河合町といたしましても、せっかくの、先ほど申しましたように数寄屋門のある役場と言われる建物、まず全国的にも非常に珍しいのではないかと自負しておるわけでございます。このような先人の遺産、ぜひともこれを一般の皆さん方に開放し、また、先ほど申しましたように、建物の内部におきまして、村長室あるいは会議室、アンティーク調にでき上がって、大変貴重なものと思います。それらの開放、それらをどのように担当課の方でも、この室内をご存じでいらっしゃいますか、ちょっとお聞きいたします。

○副議長（森尾和正） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） 室内は私も行って、1階、2階とも見ています。

○11番（谷本昌弘） はい。

○副議長（森尾和正） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 室内、ただいまの室内はどのようなものかといいますと、それほどすばらしいものでありながら、現状では草刈り機がたくさん玄関をあけたところに入っておるわけです。非常に残念やなと思っております。草刈り機などのふさわしくないものが、そのような日本建築の母屋の玄関を開けたところに入っておる、大変残念なことでありますが、草刈り機などはしかるべき場所に収納していただければ。そして、河合町そのものの役場の一角を、今回ぜひとも、今、商工会初め皆様方と検討されておるといふ段階でございます。いよいよ本格的に前向きに開放する、一般の方々にオープンするといった意気込みで、早急に取り組んでいただきたいというふうをお願いいたします。

それと、体育館の雨漏りです。どの程度、雨漏りしておるかといったことを確認されたことはございますか、お聞きいたします。

○保健スポーツ課長（梅野修治） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 梅野課長。

○保健スポーツ課長（梅野修治） はい。私のほうで、議員、先ほどバッテンついておったということをおっしゃっていたと思うんですけども、雨の降り方、特に雨風のときに雨漏りしているときがありまして、そのときに私がチェックするために印をつけさせていただいたんです。それはもう何回も、その都度、特に降り方によって目視しております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 今おっしゃられましたように、確かに雨の降る場所、これをバッテン、バツ印をつけて、ここは危険な場所であるということを示しておるような状態です。しかし、このバッテンをつけたから、そんでええのんかと、大変に大きな間違いでして、体育館に雨漏りすること自体が非常に危険なわけです。体育館というものは大体ワックスがけして、大変滑りやすい状態です。そこで、バレーボールなり、あるいはバスケットなり、バドミントンなり、競技をするわけです、選手の皆さん方。そういったときに、雨漏りをしている現状では、スリップ、けがしたり転んだり滑ったりして、大変に大けがにつながる可能性が十二分にあるわけです。

ですから、そのような雨漏り、1カ所ならともかく、5カ所、6カ所とバッテン印がついておるのは私も確認しておりますので。これはぜひとも防いでいただきたい。また、体育館の屋根そのものが余り皆さん方、真っ赤いけにさびておるといふ現状を知られない方おられるのではないかと考えております。今、担当課のほうからありましたように、築35年、大変に老朽化しておりますし、また屋根の状態も大変赤さびしております。また、当時、その屋根材の接合部分に詰めておるパッキンとか、あるいはパテ、非常に老朽化して、そこから雨のしずくが入っておる、浸透してきているものと思われるわけです。

早急にこの雨漏り、シルバー人材センターは、先日また皆さん方の手できれいにペンキを塗っていただき、屋根の雨漏りのする寿命が10年ないし15年は延びたように思います。体育館も同じことで、今、早急に手を加えないと、いずれまた、今は小さな雨漏りにすぎませんが、このまま放置しておきますと、既にもう雨漏りの数をもっともっとたくさん、しかも水たまりももっと大きくなっているものが、もう目に見えておるわけです。ですから、早急に修理をする対策をとってほしいと。優先順位というものは大変高いものと思われれます。早急に対策をしていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○副議長（森尾和正） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結します。

◇ 大 西 孝 幸

○副議長（森尾和正） 5番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

（2番 大西孝幸 登壇）

○2番（大西孝幸） 議席番号2番、大西孝幸が一般質問いたします。

現在、一部地域におきまして路線バスも廃止され、買い物や病院に行くのも不便だと感じる住民の声があります。出かけるのに家族や友人に気を使い、送迎をお願いしなければならない、ストレスなしに出かけることができないという声があります。また、友人と交流する手段として、心と心が通い合うコミュニケーションツールとして、住民にとって地域公共交通網は非常に重要であります。これらを踏まえ、地域公共交通網への認識と今後の方向性についてお答えをお願いします。再質問は自席にて行います。

以上です。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○副議長（森尾和正） まちづくり、中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議員からご指摘いただいたとおり、町内の一部において路線バスが撤退したことにより、移動に不便な地域が存在していることは認識しています。

また、町内全体を見た場合、鉄道駅から半径500メートル、バスの停留所から半径300メートルの圏域を公共交通サービス圏域と設定し、平成22年国勢調査の結果をもとに算定した場合には、その圏域人口は1万1,600人となり、それ以外の約37%の方は、何らかの手段を用いないと公共交通機関を利用しにくい状況となっています。町としましては、移動手段の確保は生活する上で欠かせないものであると認識しており、このような状況を改善したいと考えています。

そこで、今後の方向性といたしましては、まず町外への基幹的な交通手段としては、引き続き鉄道や路線バスに担っていただき、それらを利用するための身近な交通手段として地域公共交通を整備してまいりたいと考えています。また、その整備の際には、当然のことながら町内の移動に適したものであることも重要であると考えます。

以上です。

○副議長（森尾和正） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今のお答えですけれども、実際、住民の声はあるわけですから、公共交通網もいろんな方法や運行形態があります。今後は地域住民のニーズに合った、よりベストな地域公共交通網のサービスが確立され、早期に運行をされることに期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長（森尾和正） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 康 則

○副議長（森尾和正） 6番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○6番（岡田康則） はい、副議長。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

（6番 岡田康則 登壇）

○6番（岡田康則） 議席番号6番、岡田康則、通告書に基づきまして一般質問いたします。

県道天理・王寺線の交通量は、近年著しく交通量が増えております。河合町内では、交通量の増加に伴い、交差点での事故対策に町内では歩車分離信号、またボランティアさんによる子供たちの登下校の立哨見守り等々で、少しでも事故が少なくなるようにと力をいただいております。しかし、前にも述べたように、歩車分離信号もよしあしがありまして、それを避けまして裏道がバイパス化となっております。そういうふうな生活道路もあります。

近隣住民が静かで安心して散歩、買い物など、できる環境を取り戻す施策として、ゾーン30というものがあります。全国的に車道幅員5.5メートル以上、広い道路です、そこでの交通事故件数は10年前と比べると43.1%減少しております。それに対しまして、生活道路と考えられております車道が5.5メートル未満の道路における交通事故の件数は33.8%の減少にとどまっておるということでございます。

ゾーン30は一体何ですやろうということなんですけれども、資料としてちょっとQ&Aがありますので、ゾーン30ということでもっとお聞きいただけますか。

ゾーン30の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですかということなんですけれども、速度規制は個々の道路、路線ごとに実施するのが一般的ですが、ゾーン30では区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に30キロの速度規制が適用される

こととなります。

では、なぜ30キロ規制なのですかということなんですけれども、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が30キロを超えると歩行者の致死率が急激に上昇いたします。このため生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとされたものでございます。

ゾーン30の整備とまた通学路の安全対策はどのような関係にありますかということなんですけれども、生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、ゾーン30を整備することは通学路の安全対策上、最も有効であると考えられております。

ゾーン30は、またどれぐらいで整備されるのでしょうかということなんですけれども、ゾーン30は新たな生活道路対策として、平成23年9月から取り組みが開始され、平成28年度末までに全国で3,000カ所を整備することが目標とされています。

私の調べたといいますか、ちょっと聞きあわせに行ったんですけれども、北葛4町ではまだ導入されておられません。お隣の三郷町、信貴ヶ丘なんですけれども、数年前に導入されておりましたので、ちょっと私自身行かせていただきまして、住民の方、3人の方にお話を聞いてまいりました。メリットとしては、やはりほかからの車両がゾーン30規制地域に入ると徐行また通過車両のエンジン音、道路からの通過音などがなくなり静かになったと、また、出会い頭の交通事故が減った等々を聞きました。生活道路としてのデメリットは余りないように思えます。

しかし、地域の皆さんにアンケートをとったわけではありませんで、よいことばかりなのか、そこはちょっとわからないということなんですけれども、そのあたりはまた理事者さんからお話を聞かせていただければと思いますので、また町内での導入は難しいものなのでしょうかということで、再質問は自席でさせていただきます。

○副議長（森尾和正） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） ゾーン30のご質問でございますが、議員の説明にもありましたように、生活道路等における人優先の安全・安心な歩道空間の整備を図ることを目的に、平成23年度に制度化されたものでございます。当然河合町でも導入可能でございます。

警察のほうでも積極的に推進を目指しておりまして、来年度末までに県下で39カ所の指定を目標にされております。

現在、県下では5月末現在で24カ所の指定となっております。西和警察署管内では、先ほど説明のありました三郷町の東信貴ヶ丘で、通過交通抑制を目的に指定されております。

指定に当たりまして難しいのかどうかということなんですけれども、地域住民、町、道

路管理者、警察でエリアもしくは規制方法等について十分協議をする必要がございます。そのあたりが一番難しいのかなと考えております。特に、指定区域内では当然にその地域住民の皆様も規制対象となってきます。ですので、その地域住民皆様の意向を統一することが一番重要ではないかと考えております。

東信貴ヶ丘でございますが、先日、私も現場確認に行っていました。物理的なデバイス、いわゆる道路を狭くするとかハンプ、軽いこぶですね、そういったものを設けているかという観点で見たんですが、そういったものはなくて、道路標示のみの規制でした。その間、確かに車、自動二輪、そういった車両の通行はございませんでした。ただ、休日の短時間でしたので、それがゾーン30の効果によるかどうかというところまではわかりかねました。今後の東信貴ヶ丘の検証結果を待ちたいと考えています。

以上です。

○副議長（森尾和正） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私は、平日に行かせていただいて、宅急便の車とか、あとそういうふうな一般住民の方の車が目立ってというか、見せていただいたんですけども、本当に今言われましたように、道路の段差とかそういうふうな、また道路の道幅を狭くするとか、そういうふうな極端なあれは全然なかったのは、私も確認してまいりました。

それで、これも地域住民じゃなしに、警察また行政のほうからここを勝手に決めましたというわけにはいかないと思うんです。また、今、課長言われましたように、これからまたアナウンス、いろいろとされるのかなと思うことで、また大字要望、自治会要望という形で上がってくるのかもしれないし、そういうところでしたら、重点的にここはやっていこうじゃないかということを進めていただいたらなと思います。

○副議長（森尾和正） はい、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 指定に向けては、原則的には住民の皆様からの要望が起点になると考えておりますが、非常に通過交通量が多いですとか事故が多い、そういったエリアについては、警察主導でなされているということも確認をしております。

まず、生活道路の歩行者の安全を確保するために、通過交通を排除抑制したい、速度を抑制したいという目標を掲げてもらって、自治会要望として上げていただきたい。いきなりゾーン30というのは敷居が高いなと思われるかもしれませんが、そういったことも踏まえて、まずは安心安全推進課のほうに、交通安全対策全般について相談に来ていただけたらなというふう考えております。

それと周知ということですが、当然これから広く周知する必要があると考えております。先日の新聞でも取り上げられていましたように、まだそういうゾーン30という制度を知らないという声が多いようなので、そのあたりの周知を警察と連携して進めていきたいと考えております。

○副議長（森尾和正） はい、岡田議員。

○6番（岡田康則） 本当に前向きな形をちょっと感じられたんですけども、一番肝心なところなんですけれども、これを私も見に行きまして、道路もやっぱりグリーンで30キロ規制のペイントまたは規制の看板とか、要するに幾ばくかは費用がかかるかと思うんですけども、警察のほう、またはこれ国のほうでやっているのか、ちょっとそれはわからないんですけども、これが一般財源を使うのか、またひもつき要するに負担金、助成金というものがあるのか、ちょっとそこらを教えていただきたいと思います。

○副議長（森尾和正） はい、森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 当初のイニシャルコスト、例えば物理的デバイスでハンブをつけたりとか、道路を狭くしたりですとか、そういったものの費用については国庫補助があると聞いております。

○6番（岡田康則） 議長。

○副議長（森尾和正） はい、岡田議員。

○6番（岡田康則） 一番聞きたかったことを言うていただいてありがとうございます。本当に、それは私、全然勉強不足でわからなかったんです。ですから、きょう、ちょっとぜひともそこら辺聞きたかったところなんですけれども、そしたら、そういうことで、今後そういうふうな、またマスコミ等々でアナウンスされる、またそれを見て、大字要望とか上がってきたら、前向きにお考えいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（森尾和正） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。1時より再開いたします。そのときに議長を交代します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 7番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

6つの質問をいたします。

1番、公民館、体育館などの施設について。

河合町は夢ビジョンを進めて、住みよいきれいなまちづくりを目指しています。しかし、公民館、体育館などの公共施設は、トイレなどが設備が古く、汚く、恥ずかしい状況です。他町村の人も来られる大事なところですよ。設備など、新しくきれいにして、気持ちよく人を迎え入れることが大事だと思います。町として、どのように考えられていますか。人間は、きれいなものに接すると心が豊かになります。河合町は豊かな夢ビジョンを進めています。それについて、お答えください。

2番、学校の教育環境について。

学校の教育方針、教育環境は親にとって重要な問題です。小中学校の統廃合がいつ、どのようになるのか、子を持つ親としては不安がいっぱいです。このようにはっきりしない状況では、私学に入れようかという声も多く聞かれます。小中学校の統廃合の時期と方向性をきっちり住民に知らせる、そして住民を安心させることが急がれるのではないのでしょうか。

また、このような状況での教育環境はどうか教えてください。

3番、通学路の安全対策について。

ここで、いろいろしゃべりたいのですが、通学路の安全対策、危険なところはいっぱいあるのですが、その1カ所について、今日は言いたいですけれども、そこは通学路の一部の交差点なんですけれども、事故が絶えません。ある家は、ガレージにボンと突っ込まれて、ガレージはぐちゃぐちゃ。また、2編目、ボンとガレージに突っ込まれました。もう、怖くて自分の車をどこかのガレージを借りて置いています。そやけど、今日、

僕が一般質問する以上は、きのうの夕方もう一遍現場確認に行きました。どこが構造上の問題があるのか見に行きました。現場周辺に、その家の人が出ていて、今のところどうですか、あれから事故2回ありますけれども。森尾さん、二、三週間前またあったんです。自分のところはガレージだけれども、よく、斜め向かい見てちょうだいといって、事故のあとがガリガリとあります。それは、石垣があったけれども、なかったら、それこそほんまに大騒動です。そんなところを、そこは、7つの部団が通る、一番物損ではなくて、人が巻き込まれそうな一番危ないところです。それは僕の気持ちですけれども。

その3番を続いていきます。豊中市の市道で、5月20日に乗用車が登校中の小学生の列に突っ込みました。男児ら6人が負傷した事故がありました。何年か前に、亀岡市で児童の列に軽乗用車が突っ込み、10人が死傷した事故以来、日本全国で通学路の安全対策を進めてきました。

しかし、このような通学路の事故は絶えません。今、河合町では、僕が言いましたように物損ですけれども、河合町の通学路においても問題の箇所はいろいろあると思います。そういうところは、道路の構造上に問題があるのか、交通行政に問題があるのか、よく調べなくてはなりません。

河合町はどのように考えて、どのような対策を考えておられますか。

次4番、町道の舗装について。

町道の舗装は、大変に傷んでいます。通学路において、低学年の子供たちがよく転んでけがをしています。低学年というと、今まで幼稚園やって、お母さんと手をつないで行っていましたが、やはり、親はついていきません。うちの広瀬台地区でも、見守りの隊の方が自治会を通じて救急箱と言わはるので渡して、そういう子供らに、サビオとか傷の手当てをしている状況です。

やはり、児童のためには通学路を優先して、今はメイン道路は終わりましたけれども、通学路を優先して進める必要があると思いますが、どのように思われますか。

次5番、認定こども園について。

認定こども園。この4月に河合幼稚園の入園式に行きまして少ないのにはびっくりしました。これはみんな感じていると思います。

少子化で廃園になる幼稚園が次々と出てくる一方で、保育園の入園希望者は大都市などでは定員を増やしても待機児童の数は一向に減る気配もありません。それなら、幼稚園と保育園を一緒にした施設をつくってしまったらどうか。少子化で困っている幼稚園も助かるし、

待機児童の解消にもつながる、まさに一石二鳥、認定こども園のスタート時は、そんな発想が見え見えでした。

しかし、世間的な常識は幼稚園は教育の場。保育園は親が働いている子供のための場という意識が預ける側に強いため、その2つを一緒にした施設への理解が進みにくいという実態があります。そして、平成27年4月から、新しい子ども・子育て支援がスタートしています。その支援策の一つとして、認定こども園の移行の促進があります。

河合町は、認定こども園をどのように考え、どのような認定こども園の計画がありますか。また、町立幼稚園や町立の保育所の今後のあり方について教えてください。

次6番、ごみの収集回収についてです。

ごみ問題は、住民にとって深刻な問題です。多くの住民の方からごみ集積所、ステーションにおける問題を解決してほしいとの要望が数多く聞かれます。これらの問題を解決するため、一人一人が出す自分のごみに責任を持つことを目指し、建物ごとに、敷地の中にごみ出しを設けるごみの戸別収集を検討してはどうですか。

今の状況では、利用する方同士のトラブル、歩道上にごみがあふれ、乳母車などの人が通行できない。ルール違反のごみ出しや不法投棄が絶えません。カラス、猫による被害もいっぱいです。管理の仕事が一部の方に集中するなど、さまざまな問題があり、住民生活に大きく影響しています。

戸別収集することにより、排出者が明確になりルール違反のごみが減少する。ごみ置き場をめぐるトラブルが減少する。ステーションに出したら終わりだったごみに対する意識が変わります。特に高齢者は持っていくのが大変です。若い人たちも大変です。今のステーション方式では、当番が決まり、朝9時、10時にお掃除に行かんとあきません。今の若い人は共働きです。一部の人にはシルバーの人を雇っている人もいます。やはり、若い人の負担が生活に大きくかかわっています。

そういう、高齢者だけではなく、若い人たちも戸別収集を望んでいる人の声が多く聞かれます。この住民の気持ちを、どう思われますか。

これで、成功している市町村をいろいろ調べましたけれども、まちの写真を見ましたけれども、物すごくきれいです。

ところが、この河合町のステーションを見ましたら、収集が来る前を見ても、歩道は歩かれへん、ネットは出しっぱなしでどこかにつけている、あと、散乱しているところは、一遍生ごみに日に行きはったら、よくわかります。

そこで成功しているところは、まちがきれいです。道路にはごみが一つもない。自分の家だから誰でもごみの管理で、カラスなんか狙われないようにがちっと管理します。

再質問があれば自席にてします。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは1問目の、公民館・体育館のトイレの整備についてお答えさせていただきます。

公民館や体育館は、町民の皆様を初め、各種会合やスポーツ大会の開催などでほかの町村の方々にも利用していただいております。これらの施設は古くなり修繕する頻度が増えてきております。特にトイレは、簡易な修繕でございまして、使用禁止にしなければならないということで、大変皆様にはご迷惑をおかけしております。

議員ご指摘の施設のトイレにつきましては、平成26年度で全て修繕を完了しました。きょう、こちらに来るときにも確認をしましたが、全て使用が可能となっております。

古くても清掃が行き届き、清潔にすることで町内外の方々にとらわれず、利用される方には気持ちよく使っていただけるとの認識を持っております。今後も修繕等は迅速にすることによって、皆様に気持ちよく施設を使っていただけるよう、特にトイレを初め、各施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうからは、2点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、2点目の小中学校の統廃合につきましては、3月議会においてもお答えさせていただきましたように、河合町の教育の基礎となる方針を定めまして、その方針に学校再編を明確に位置づけ、当然ではございますが住民の方々の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

具体的な日程につきましては、現段階ではお答えすることができませんが、スピード感をもって対応していきたいと考えております。

3点目の通学路の安全でございますが、毎年、定期的にPTA、学校、教育委員会などが合同で通学路の一斉点検を行い、点検の結果、危険な個所には、警察、県土木事務所、庁内

関係部署と連携を図りながら対策を行っております。昨年までの合同点検での危険個所につきまして全て対策済みとなっております。

事故の多い交差点に対しての対策については、交差点によってそれぞれ状況が違いますので、交差点に適した対策を関係機関と協議しまして実施しております。一般的な対策としましては、カラー舗装、路面標示のほか、啓発の看板などが考えられます。

ご質問の交差点ですけれども、その手前の交差点で、進入口の県道側と、反対側の町道側に啓発看板を設置して、ある程度の効果を確認しておりますので、まずは、看板を設置してと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、4番目の町道の舗装について回答させていただきます。

主要幹線道路及び地区内道路については、毎年計画的に舗装修繕を実施しております。修繕箇所については、通学路のみを優先するのではなく、交通量、大型車両の通過割合の多い道路は、小さなわだちやクラックにより振動、騒音が発生し、住環境の悪化につながります。

また、交通量が少ない道路においても劣化が進み、平坦性が損なわれ舗装表面に小さな凹凸が生じ、子供たちだけではなく、お年寄りもつまずいて転倒し大けがになる可能性もあります。

このようなことを総合的に判断し、優先順位については通学路も考慮しながら計画的に整備してまいります。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） 議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、5つ目の認定こども園について回答させていただきます。

幼稚園と保育所のそれぞれよいところを生かしながら両方の役割を果たすため、幼保連携型の認定こども園として平成30年4月開園を目指して作業にかかっているところです。町立幼稚園と町立保育所を合併しまして、幼保一元化を図っていきたいと考えております。認定こども園に通っていない子供に対しましても、親子の集いの場の提供や子育て相談などの子

育て支援を目指しまして、公営で建設運営を行っていききたいと考えております。

予定としましては、今年度で基本計画等を実施しまして、次年度以降、実施設計及び造成、建築工事を着手してまいりたいと考えております。

以上です。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤衛生課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） それでは、私は6番目のごみ回収についてお答えさせていただきます。

ごみの個別回収を望んでおられる方々がたくさんおられることについては、認識はしております。

ごみの戸別収集につきましては、12月にも答弁させていただいたのですが、新旧の住宅地の地理的な違い、また、ごみ収集の回収体制、特に人員、車両、軽トラック等を増やさなければならなくなり、収集経費の負担増、収集時間の延長、各家でのカラス被害対策など多くの課題があり、困難であると考えております。住民の皆さんのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） ちょっと質問が多いですので、一個ずつ分けていきます。

1番。公民館、体育館など、全体の建物が古いです。それを全体で考えていると、いつの話かわかりません。特にスポーツ分野の体育館などは、いろいろ利用をしている人は、対外試合などで近隣の市町村へ行くと、トイレはきれいですよ。特に女性などからは、早く気持ちのよいトイレにしてほしいと願っています。

そのことについて、お答えください。

○保健スポーツ課長（梅野修治） 議長。

○議長（疋田俊文） 梅野課長。

○保健スポーツ課長（梅野修治） 今のご質問に対してお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりだと思います。今後も、皆さんに気持ちよく使っていただくためにも、清潔に、修理等がありましたら敏速に行いまして、皆さんに気持ちよく使っていただくようにしたいと考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） それと、中央公民館の女性トイレなどは洋式ですけれども、簡易型で間に合わせのようなものをちょっと置いていますけれども、それについては、きちんとした正式なものを置こうという考えはありませんか。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 中央公民館の各階に男女トイレに一つずつ簡易トイレを設置させていただいております。確かに、軽くて座り心地が悪いとかいうのを、私も試しているのですが、今のところ1階のほうに、身障用のトイレがございまして、そこはきちんと洋式に整備しておりますので、そちらを利用していただくように、私のほうではお願いしているところでございます。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今のところ、そうかもしれませんが、やはり、あれは一時介護などに必要なときにする間に合わせという感じがしませんか。そやから、きちんとしたトイレにする考えはありませんか。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 今のところ、洋式トイレに改造ということは考えておりませんが、ただ、手すりをつけるとか、そういう補助具等は検討したいと。何らかの手当ては考えたいと思っております。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 体育館、中央公民館とか、全ての施設は老朽化していますので、全部ということになると、なかなか答弁しにくいと思います。せめて、それまでの間は、掃除をこまめにするということを気をつけてほしいと思いますが、僕も、ちょこちょこは見に行っています。その点をちょっとお答えください。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 清掃につきましては、昨年度中盤ぐらいから、特にトイレとかカーペットとか、そういうのもっときれいにするようにして、使い心地のいいようにという事で、ちょっと採用内容も変更しております。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 次に2番目の学校の教育環境についてです。

今、答弁いただきましたが、きっちりとしたことは言えませんが、ある程度の目標というのをきっちり、早く示すことが大事だと思いますが、もう一遍お答えください。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 今の時点では、3年後にします、5年後にしますといったことは、ちょっとそこまでの計画はまだ立てておりませんので、何とも言えないところですが、先ほども言いましたように、なるべく早い時期に、そういうのを示させていただきますと思います。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今、お答えできないか知りませんが、もう10年ほど前から統廃合、統廃合というようになって、それで今答えられへんでは、ちょっと長過ぎます。やはり、何年ぐらいを目標、そのくらいは言わんとあかんの違いますか。お答えください。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 議員ご指摘いただきました学校再編について、非常に進捗状況が遅い。これは、前回の議会でも非常に厳しく私のほうにご意見ございました。それは真摯に受けていきたいと思っております。

言いわけになるんですけれども、学校再編とあわせて、学校の耐震化という部分があります。これにつきまして、耐震をしてしまうと、何年か学校を廃校にしたときに補助金を返還

するということがございます。ただ、東日本大震災以降、学校のほうでかなりそういうダメージを受けたということで、文科省が躍起になって耐震化を進めるべく各教育委員会に、私も直接文科省の方と話したことがあるのですけれども、そんな中で、補助金の返還が、必ず変換しなくてもいい、あるいは補助金のかさ上げというようなことがありまして、先般の議会でいろいろお示ししたんですけれども、学校の耐震化、幼稚園も含めましてめどがついたところがございます。

先ほど、課長も申し上げましたように、法律が変わりまして総合教育会議という位置づけの中で教育の方針を決める、まだ、廃校になるか、再編になるか、これからの話ですけれども、近々、そういう会合をまずします。その中で、まず学校再編を再度位置づけまして、再編の中身について別途計画になると思うのですが、やっていこうということでお示しをさせていただいて、当然、そういう話もしているのですけれども、ちょうど計画の中にそういうことを位置づけるということは、大きく受けとめていただきたいと思っておりますし、それ以後の作業については、課長が申し上げましたように、スピーディーにできるだけ迅速に思っております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。一問一答になっているので。

○7番（森尾和正） わかりました。では、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の教育のことですけれども、今の親たちは少子化です。昔と違って子供は適当に小学校、中学校行って、あとは自分で勉強したらええという時代と違います。やはり、子供には小さいときから期待しています。それについて、早く検討してほしいと思います。

それと、子供を今の状況では私学に入れたいという声はどう思いますか。

次3番。通学路においては、危険箇所交通安全の看板は今設置されている、そういうようにお答えいただきました。しかし、事故は絶えません。

さっき、岡田議員がおっしゃったゾーン30。それとか、いろいろなカラー舗装とか、いろいろなことを検討はされていますか。もう一遍お答えください。

それと、今の4番の舗装です。児童だけではなく高齢者も気をつけないといけないという、いろいろな分野からとおっしゃいましたけれども、細かい計画はそうですけれども、大まかな計画は、どこから舗装していく計画ですか。

それと5番の認定こども園。今、現在の河合幼稚園と西穴闇保育所の受け入れ人数と園児数を教えてください。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 通学路の件なんですけれども、看板を設置されているとおっしゃられています、私の認識では交差点の中には看板があるんですけれども、太い道路から入ってくるところに、そういった看板がないので入ってしまうと、どうしても行ってしまうというところなので、そのまずは交差点、細い道に入る手前で抑制をかけたいと思います。それだけで、あとは、今おっしゃられたようにゾーン30とか、そういった面も同時に検討もしていきたいと思います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、私、道路管理者と、町教育委員会と協議して計画的に整備し、部分的に損傷しており危険な箇所については、随時応急工事で対応いたします。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） ご質問の趣旨がよくわからないのですけれども、私学に行くのはどうかというご質問があったように思います。

まず、選択肢の中でそれは、何とも言えないのですけれども、そういった部分で言いますと、学校再編につきましても、単に学校が老朽化している、子供が少なくなっているということではなくて、議会で設けていただいた学校再編の検討委員会の中でもご指摘いただいたんですけれども、教育の中身、こういった方針についてやはり示すべきだろうと。そういった中で、基本的には河合町の学校に通っていただく。河合町の学校に魅力があるというものは示していかないといけないのではないかと。ただ、私学に行くことというのは、それは選択肢でありなのかなということしか言えません。

○福祉政策課長（辰己 環） 議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、西穴闇保育所、河合幼稚園の5月末現在での入園数を言わせていただきます。

西穴闇保育所は93名、河合幼稚園は99名の方に来ていただいております。定員は、保育所は120名、幼稚園は190名となっております。

○町長（岡井康徳） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） 先ほどの学校統合の問題、そして認定保育園の問題、いろいろとご質問いただきました。

この件に関しましても、今までは我々が教育行政にタッチできないという一つの制約がございました。先ほど、井筒部長申し上げましたように、その中で初めて今年から総合教育会議というものを開催する運びになっております。それには、私が招集をして会議を進めるということになっておりまして、先ほど、森尾議員がおっしゃっていましたように統合をいつにするのだというふうな、そういう期限を設ける。当然のことでございます。普通の企業なら当たり前のこと。そういうことも含めながら、いろいろときちっと皆さんに説明できる、そういう会議の開催と同時に決定をしまいたいと、そのように考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 5番目の認定こども園に係る河合幼稚園の園児数が少ない原因は、190人の受け入れ数に対して99名ということは、約半分です。これについては、どう思われますか。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 今年度から、幼稚園では預かり保育等サービスの向上を図っているところなんですけれども、なぜ減ったかというところまで、ちょっと原因はわかっておりません。ほかの市立幼稚園についても、若干減っているところがありますので、全体的に子供数が減っているのかなと、幼稚園を希望されている人が減っているのかなという印象なんですけれども、具体的に実際どうかというところは把握しておりません。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の5番なんですけれども、原因は把握していないと。この河合幼稚園の周辺の父兄の方にいろいろお聞きしましたけれども、周辺の人でしたら、自分の子供は歩いて行けます。ところが、上牧の片岡台に入れていきますという人が多数あります。それにつ

いて、どう思われますか。

それと、6番。ごみの問題ですけれども、旧村とニュータウンは地理的に違いがあります。その地理的な事情は、その地域と相談してきっちりとした個別にはならずとも、そこはそこで解決するのと違いますか。それもお答えください。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 上牧のほうに多数行かれているということですが、その辺は私も認識しております。向こうがどういう教育をされているとか、その辺はわからないのですけれども、違いといえば通園バスがあるとか、給食があるといったところかなと、そういう声も保護者の方から聞きます。そういった意味でも、認定こども園を開設されましたら、その辺もクリアできるのではないかと考えております。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 質問の地理的な事情を考慮して地域の人たちの話し合いで決めたらよいのではないかとということです、そういったことも今後参考にして考えていきたいと思えます。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 河合幼稚園のこととか保育所のことを聞きましたけれども、認定こども園を進めているという、幼保連携型ということをお聞きしました。その理由として、河合町において認定こども園を進める理由は園児が少ないため、河合幼稚園は約半分ですね。経費節約のためが大きな原因ですか、要因ですか。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 河合町の認定こども園の計画、これにつきましては、昨年度、子ども・子育て会議の中で、皆さんの住民の方々等のご意見を聞きまして、今後の中で認定こども園を要望されておるといふことでございます。

その中で、私どもが考えておりますのは、先ほど課長が申していますように、保育所、それから幼稚園のよいところをとって一つにまとめて、河合町の子供さん全てに平等に幼児教育、保育をやっていききたいということを進めてまいりたいというふう考えております。

その中で、経費の問題とおっしゃいますけれども、それ以前に、やはりこれからの子供を育てていくのだという中で、その中で子供を環境のよいところで、皆さん、河合町の子供は一旦一緒になって教育、保育を受けると、それから各学校に分散していくのだということで、今後運営の方針、それにつきまして今現在プロジェクトをつくりながら検討もして、これからも認定こども園の方向性を考えてまいりたいと考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） ごみの回収ですけれども、収集経費など、いろいろ負担増しは考えられます。しかし、そういうことだけでやめるのではなく、住民が困っている問題を解決するメリットは先ほど言いましたようにいっぱいあると思います。その面について、今後、お金というものが問題でしたら、経費が問題だけでしたら、それは住民との話し合いをしたら解決すると思います。そのことについてどう思われますか。

それと、今の認定こども園ですけれども、いいところを、今いっぱいお聞きしました。ところが、親の就労条件に関係なく一緒に保育するという理想的な制度も、子供にとって友達によれば早く帰り、自分は遅い。子供にとっては大変苦しむ場合もあります。僕は、上の長女を河合幼稚園でお世話になりました。いい面がいっぱいあります。下の子は、父子家庭になりましたので、広瀬台保育所へ預けました。中身のいいところ、悪いとか、よく僕は実際に経験しています。子供の気持ちは、親がこれではいいんやろう、これやったらうまいこといくというあれだけでは、なかなか子供の気持ちは難しいものです。子供にとって、なかなか親の就労条件や、いろいろな条件が違うのを一緒にして、うまいこといくか、子供が苦しまないか、その辺についてどう思われますか。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 認定こども園の中で、子供が苦しむのではないかという論議ですけれども、今現在実際にやっているところの検証もしてまいりました。そこで聞きますと、やはり子供につきましては、そういうようなことは一切ないということを知っております。ただ、今おっしゃっていますように、例えば、今現在保育所に通っておられる子供さん、これにつきましては条件がございます。これは、保育に欠けるという条件がございます。その中で、例えば、その方が就労をやめられた場合、これは本来ならば保育所を退所してもらわなアカンというふうになるんですけれども、この認定こども園の場合は、その場合は、例えば、

今まで2号認定、3号認定、いわゆる保育所型ですね。認定される方が1号認定に変わるということは、子供さんは、そのままその認定こども園に通えるというメリットがございます。その面でいいますと、子供にとっても退所することがないと、そのまま継続して通園できるというような大きなメリットがあるというふうに認識しております。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 生ごみを始末している市町村が多いということで、経費等が増えるということなんですけれども、ある町では、各家で防鳥ネット等準備して苦慮している町もあると聞いております。今後は住民の皆さんの声を聞きながら考えていきたいと思えます。

○議長（疋田俊文） 森尾議員、あと1分でまとめてください。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 親たちの戸惑いもあります。幼稚園の保護者は、平日の日中でも園に来て行事のお手伝いをすることができます。保育園の部分の保護者は、働いているので平日のPTA活動などは無理。それが一緒になるというのは、父母会、PTAでも問題があると思います。それと、新しい認定こども園の建設費、それなどはどのくらいかかりますか。国からの補助はありますか。それ一つだけお願いします。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 1番目の質問を言うてください。初めの質問を言うてください。

○7番（森尾和正） PTA活動などの面で難しいのと違いますか。それと建設費はどのくらいかかりますか、国からの補助は出ますか。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、今おっしゃっていますのは、保護者の方の対応というふうに考えます。これにつきましては、もちろん、私どもも保護者の方に説明をしますし、今おっしゃっていますように、時間のある方、ない方という問題がございます。その前に、やはり、まず子供の教育、保育、これが最優先です。その中で保護者の方にもご理解を願うというふうに、例えば、PTAさんの認定こども園の幼児教育とか、そういう面につきましては保

護者間で調整をしていただくというふうに考えております。

それと、建設費、これにつきましては、今現在設計もできておりませんので、幾らというふうには思っておりません。

ただ、補助金につきましては、これは公設公営ということで考えておりますので、公設公営の場合につきましては、補助金はないというふうに考えてもらって結構です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員、まとめてください。

○7番（森尾和正） はい、まとめます。

以上の6つは、住民の声です。やはり、この住民が中心です。その声をきちっと考えて、これから住民の安心・安全で生活しやすいように検討してもらうことを望みまして、僕の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 清 原 和 人

○議長（疋田俊文） 8番目に、清原和人議員、登壇の上質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今、全国的に少子高齢化の問題が言われています。河合町でも大きな問題になっています。その対策の一環として、若い世代を河合町に来ていただく必要があります。それが実現できれば再び元気に満ちあふれた活気ある河合町になります。住民も増え、税収も改善されていくと考えています。知り合いの宅建業者さんのお話では、居住地の利便性と義務教育の教育環境が整っているかを若い世代はきっちりリサーチしています。その2点が居住地を決める大きなウエートを占めています。

少子高齢化の対策の一環切り口として、学校の問題と、それから、庁舎の玄関ホールの問題について本日質問いたします。

1つ目は、学校教育の教材備品の確保についてです。

初めにお聞きしたいのは、教育委員会として河合町行政における学校教育の位置づけについて、どのように捉えておられるか。まず、それをお聞きしたいと思います。

次に、文部科学省は平成24年度から33年度までの10年間、義務教育諸学校における新たな教材整備計画を策定しています。主に情報教育、英語活動、理科の充実、特別支援教育等の充実に向けて平成24年度試算によりますと、1学級小学校で、約18万円。中学校で約21万円の教材費が毎年地方交付税で各自治体に交付されています。

一例ですが、5月13日、河合第二小学校を訪問しました。体育館も見ました。倉庫には体育の備品が満足そろっていない、そういう状況もあります。

本年度の各学校に配当されています教材費の現状についてお聞きしたいと思います。

2つ目は、学校のトイレ、体育館の電灯の修理、改善についてです。

保護者の声では、改修しました河合第一小学校以外の二小、三小、一中、二中では、トイレのにおいに困っていたり、洋式の便器が少なく学校で用便ができなくて家まで辛抱する児童、生徒が多くいます。今、ほとんどの家庭では洋式トイレが完備されており、和式を利用している児童、生徒の数はごく一部だと推測できます。

安心した学校生活を送るため、それらの対策についてお答えください。

次に、体育館の電灯が一中で14カ所、二中でも5カ所切れている、そういう問題です。

学校保健法では、体育館にはどんなときでも300ルクス以上の光が必要だと決められています。私は、昨年10月、一中の校内音楽会に招待されました。そのとき、とても暗く感じました。

このような状態で生徒たちの教育活動と安全性が確保できるのかと不安に思いました。カーテンを閉めたとき、体育の授業やクラブ活動で大きな事故やけがが起きないように対策が成されているかをお答えください。

最後、3つ目です。庁舎の玄関ホールについてお聞きします。

町民の方から、玄関ホールが暗い。町民や町外の訪問者、観光客を受け入れるおもてなしの環境整備がなされていない。すな丸のアピールが弱い。それから申請書を書く、小さなことですが、ボールペンも古くて、残量も少ないものを使っている等の声が多くあります。お金をかけなくても、いろいろな改善方法ができます。河合町内には、多くの書道家や芸術家がおられます。例えば、ホールの一面に無償で作品を借りてパネルに展示したり、時には学校の協力も得まして、児童、生徒たちの作品展もすることができます。また、町民や職員

の方々の力をかりて、手作り作品や、家で不要になったものを利用する、そういう展示も考えられます。

例えば、河合町の四季をあらわす4月は桜模様の様子、5月であれば、こいのぼり、6月であれば、梅雨を題材にアジサイや菖蒲を折り紙や画用紙を使って利用したり、また、本物の花で飾ることもできます。これから暑い季節になっていきますが、庁舎を訪れた町民や観光客の方々に紙コップを利用しました冷水器の水やお茶のサービスが受けられるおもてなしも有効だと考えています。

とにかく、見える形で元気があり、希望が持てるかわいい、河合町をアピールする玄関ホールに変えていく必要があります。とても小さなアクションですが、河合町のプラスの情報発信につながると確信しています。

玄関ホールに対する町民の声を、町行政として知っておられますか。また、それらの声に対する対策は考えておられますか。その答えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。回答のほう、よろしくをお願いします。

再質問があれば、後で議席にて行います。よろしくをお願いします。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうから、学校関連の2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、学校の備品、教材備品の確保というところでございますが、まず、町行政におけます学校教育の位置づけでございますが、これについては最も重要な事項の一つと捉えております。

教材備品につきましては、本年度の予算の配当でございますが、備品消耗品合わせまして、小学校は1学級当たり21万9,000円、中学校は1学級当たり43万でございます。

今年度は、これら通常分とは別にICT活用関連、学校図書の実を図るべく1,700万円の予算を計上させていただいております。これで、十分だとは認識しておりません。現場の先生方の意見を聞きながら、これからも学校教材の整備に努めたいと考えております。

2点目の学校のトイレ、体育館の修理でございますが、まず、トイレの悪臭でございますが、第二小学校、第三小学校につきましては、昨年度改修を行いました。中学校につきましても、天候によってにおいがするというときもありますので、早急に原因を特定し対応させ

ていただきたいと思います。

次に、トイレの洋式化でございますが、現在女子トイレにつきましては全てのトイレブースに最低1カ所の洋式便器を設置しております。しかし、男子トイレにつきましては、洋式化できていないところもございます。実際、和式トイレでは用を足せないという声をよく聞きますので、順次、洋式便器に変えていっているところでございます。

続きまして、体育館の照明器具のふぐあいでございますが、第一中学校につきましては、先般、電球の球の交換を行いました。しかし、幾らか器具がつかないものがございます、器具にふぐあいがあると思いますので、対応させていただきたいと思います。ただ、高所での作業になりますので、改修の時期につきましては、体育館のつり天井の撤去作業を予定しておりますので、その時期と合わせてと考えております。

二中につきましても、今年度改修の予算を計上しておりますので、こちらも時期につきましては、学校と調整しながら対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） 役場の玄関ホールについてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、庁舎内の消灯につきましては、以前からそのような皆様の声があることは認識しております。

消灯の取り組みにつきましては、電力供給不足を回避するため、CO₂削減による地球温暖化防止のため、また経費削減に積極的に取り組むため、庁舎ほか関係施設の電力消費を抑えることを目的に河合町庁舎他関係施設節電計画を策定し、平成23年7月より全庁舎に昼休みは、基本的には玄関ロビーの消灯、庁舎内の完全消灯、通常執務は照明を25%程度落とすというような取り組みを実施しており、庁舎自動扉入り口にも、節電取り組みについての看板を掲示し、住民皆様ご理解、ご協力をお願いしているところでございます。

今後においても、この取り組みを続けてまいりたいと思いますので、目的の趣旨をご理解いただき、ご了承のほどお願いいたします。

ただ、玄関ホールにつきましては、大分暗いということですので、少し照明を増やし、明るくしたいというぐあいに思っております。

また、議員ご提案いただきました作品などの展示についてでございますが、一応、ホール限りあるスペースでございます。今現在、各団体、クラブ等の作品展示場の一つとしては開

放等させていただいております。使用をもし希望等される場合は、事前に内容などをお伺いし対応させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

もう一つ、冷水器による、水、お茶のおもてなしにつきましては、少し予算等が必要となりますので検討させていただきたいと思っております。

最後に、記載机、受付カウンターのボールペンが古くて残量がないとの町民の声に対しましては、当然、来訪者の皆様が気分を損なわないよう、私たち職員は清掃、整理を十分に心がけて行ってまいりますので、ご了承のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） そしたら、少しだけ、1点だけ質問をしていきます。

ちょっと教育委員会のほうにお願いしたいのは、かなり努力しているということで話を聞かせてもらって、すごくうれしく思っています。文部科学省のほうから、いろいろなことをやれということで、現場におりてきています。ただ、お願いしたいのは、全てのことはできません。英語、それから、IT、理科、いろんなことでおりてきます。要望というか、質問としては、その中の一つでも河合町は、やはり英語活動、英語教育が特色ある、各学校、小学校、中学校では、知恵を出して特色ある活動をしています。町のほうでも、何か町全体として、そういう特色ある活動を、そういうように計画をされているのか、もしあれば、後でちょっとお聞かせください。

それから、玄関ホールについても、いろいろ町のほうの、今まで取り組みがあるということで、今日は教えていただきました。もし、何でしたら、ちょっとスポットとか、余りエコに反しないような感じで、ちょっと光を当ててもらおうとか、また、せっかく町民の方が来られますので、目に見えて河合町はちょっと頑張っているとか、変わったとか、先ほど、質問のときにも言いましたけれども、書道家の方も、芸術家の方もかなりおられるので、もしよかったら、そういうボランティアで書いてもらって、大きなパネルで元気ある河合町をぱっとあらわすとか、そういうような感じで、もし、よかったら小さなアクションで結構です。起こしてほしいなと思っております。それについても、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 特色ある教育というところがございますけれども、先進的では

ないんですけれども、今年度はICT、タブレットを活用した教育に取り組もうと考えております。まず、第三小学校をモデル的に国の交付金を利用して整備したいと思っております。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） 作品等の件ですが、一応河合町に各団体クラブ等はいろいろありますので、そこらの代表者の方ともお話をさせていただいて、こういうことがあるのだというようなことを協議なりしまして、そこから、いろいろなご意見等聞いて展示等できるものがあれば、そういうもので前向きに考えたいと思います。

○3番（清原和人） 議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） そうしたら、今お話聞かせてもらって、教育委員会も、総務課のほうも、とにかく自信を持ってというか、やはり、河合町のことを情報発信していただけたら私はいかなと思っています。

そういうことで、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

暫時休憩、10分間します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時11分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 9番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） では、議席番号9番、西村 潔が4つの課題について質問いたします。

まず1番目、河合町における選挙についてでございます。

去る4月に行われました河合町の選挙について質問いたします。

昨今、各地で行われました地方選挙では、政治、地方政治に無関心な住民が少し増加しているんじゃないかというふうに心配しております。その結果、投票率の低下が見られるんじゃないかなと聞いております。河合町の選挙について、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

まず1つ目、過去5回の町長選挙、あるいは議会選挙の投票率の推移を、わかれば教えてくださいたいと思います。

2番目、投票率を上げるという対策につきまして、まず1つ目、河合町の見解とこれまでに行ってきた対策はどのようなものがありましたか、お答えをお願いしたいと思います。

2つ目、この7町の中での比較において、河合町の投票率は高いのか、低いのか、状況について説明をお願いしたいと思います。

3番目、今回の選挙で、私も活動はしてございましたんですけども、住民の方から、立候補者の顔が見えない、わかりにくいという声が聞こえておりました。選挙期間中、住民が判断できる情報としては、ポスターと公選はがきですね。選挙の活性化を考えれば、住民にわかりやすい情報提供になっているのか、なっていないのではないかというふうに考えております。

そこで、①として、選挙公報を発行するお考えはありますかということなんですね。まず、発行するためには、あるいは発行できるためには、どのような手続が必要なのかどうかについてお答えをお願いしたいと思います。

②番目、制度としては、立会演説会というのがありますけれども、この実績と活用状況についてわかっておればお願いしたいと思います。

③選挙ポスターの設置場所、投票所の数はどのように定められておるのか。法律上定められているのかどうかについて説明をお願いしたいと思います。

4番目、選挙活動をするに際しましては、当然経費がかかるわけですね。立候補者は必ず収支報告書の提出を求められております。

そこで、①立候補者の平均の支出額、あるいは最高、最低額の公表をお願いしたいと思います。

ます。

②法律上の規定があると思いますけれども、どのような視点で河合町がチェックされているのかとか、お答えをお願いしたいと思います。

次に、2番目、既存住宅の活用対策についてでございます。

1、以前に空き家対策、質問させていただきました。その後の河合町にある空き家の状況は一体どのようになっているか。

まず①としては、調査はどのように行われているのかですね。前回では自治会単位で行っているということでございますけれども、役場が別途調査していることがあるのかどうかですね。

②空き家の数ですね。新興住宅地域とその他の地域ごとに把握しているのかどうかですね。

③特定空き家の存在はあるのかどうかですね。取り壊し対象となる家屋とはどのように考えているのかです。

2、先ごろ、国の空き家対策のための特別措置法施行に伴う河合町の対応はどのようになるのかですね。

まず、①固定資産税の見直しは予定されているのかどうかです。現行では、建物を取り壊したらどれぐらいの税がはね上がるのかですね。聞くところによりますと、かなり高くなるということでございます。

②空き家の所有者を特定するための対策はどのようになっていますかということですね。法律が施行されたわけですね。現実、なかなか特定が難しいというような答弁がございましたけれども、その後、何か問題あるのかどうかですね。

それから、3番目、この空き家対策について、条例化の必要性について町の所見をお聞かせくださいということです。前回は質問させてもらいました。そのときには、この法律ができてから必要なものを検討したいというお答えだったと思いますけれども、その後の所見をお聞かせください。

3番目、まちづくりにおける既存住宅の利活用の施策というものはあるかどうかということでございます。

①新たな空き家対策の実施を予定しているのかどうかですね。

②中古住宅の診断の普及に町はどうかかわっていくのかですね。中古住宅、これから増えてくるわけですね。それに対して民間の事業者に全てを任すんじゃなくて、河合町としてこの住宅の評価をどのようにしていくのか、あるいはかかわっていくのかについての意見があ

れば回答お願いしたいと思います。

次に、3番目、過去に検討を約束した課題の進捗状況について質問いたします。7つございます。

まず1番目、普通財産の利活用促進対策の現状についてでございます。

①26年度の収入状況について説明をお願いしたいと思います。この収入を得るための支出はあるのかどうかですね。

②普通財産の情報を住民に開示することについて、売却処分委員会で検討された内容について説明を求めます。

③普通財産の分類についてどのようになっているのか。例えば、売却可能、売却不可、利用可能、あるいは不可、その他についての分類をされているのかどうかですね。これらについてホームページで情報公開する予定があるのかどうか、回答をお願いしたいと思います。

2、巡回ワゴン豆山きずな号の現行の運行ルールなどの見直しはあるのかどうか。今までは全くなかったわけですが、アンケートも数年前にとったきりということでございます。生活の交通としてどのようにこれを使っていくのか、あるいは使わないのか、公共交通として考えているのかどうか、非常に今までの回答の中で不透明でございますね。こういうことについて、このままでいくのか、いかないのか、あるいはいったとしても、利便性をもっと高めたいというふうに考えているのかどうかですね。回答をお願いしたいと思います。

3番目、福祉有償運送は、試験的に買い物移動も含め運行体制が4月からスタートしていると聞いておりますけれども、現在までの利用状況はいかがでしょうか。今後の見通しはどうでしょうか。もともとこれは、当然買い物も含めた、通院とか含めて入っているわけですね。利用者の対象は限定されておりますけれども、今回、これはあくまでも福祉輸送でございますので、これをどのような形で発展させていくのか、経費も含めて河合町の意見をお聞かせください。

4、福祉会館の活用について説明をお願いしたいと思います。前回回答ございましたけれども、具体的にどのように活用されているのかについて公表をお願いしたいと思います。

5、ふるさと納税に対する河合町の基本的な考え方を聞かせください。検討はしているという回答ございました。当初のふるさと納税の趣旨から、現在、国は、要するに河合町の市町村のPRをどのようにしていくかということでございます。そういうことでございますので、ただ物品をプレゼントするとかいうことでなくて、河合町としてこの施策を通じてまちづくりをどうしていくのかという視点に立っているのかどうかですね。それは、今現在

どのような形で進めているのかについて答弁をお願いしたいと思います。

6番目、事務事業評価制度導入の検討はどうかと。これ、去年の9月に検討しているということで、様式とかそれぞれ考えていると思います。そこで、予算の立て方とかに影響はあると思いますので、一度、今、頭にあることをペーパーに出しまして実施してみてもどうかと思います。とりあえずやってみると。そういうことからスタートしてはどうかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

7番目、公共データの開放については26年の6月、ちょうど1年前に質問いたしました。基本的には、データの交換のいろいろIT上の規制とか、それから情報公開の規制とかいうのがございます。先進的にやっている各市町村もございます。これは、何のためにやっているかということ、民間の力を活用するということなんですね。将来的に推進するという河合町のお考えなのか、あるいは先進的にはできないけれども、ぼちぼちやっていくのかということについての基本的な考え方をお聞かせください。もちろん、費用がかかります。ITですから技術者も要りますね。いろんな幅広い課題がいっぱいあると思いますので、どうかどのような形でこれを進めていくのか、あるいはもう進めないのかについて答弁をお願いしたいと思います。

4番目、平成26年度決算の見通しでございます。まず、対前年度比較において、一般会計決算に対する各種指標など見通しがあると思います。改善がなされたのか、あるいは悪化したのか、または額が増加したのか減ったのかについて答弁を求めたいと思います。

まず、歳入額、歳出額についてでございます。どのような額に一応予想されているのかどうか。

2、一般会計の実質収支及び単年度収支でございます。単年度収支というのは、その1年間に対する実際の収支の額でございます。これは非常に重要なものだと思っておりますけれども、一体単年度収支の改善がなされたのか、あるいは黒字になったのか、赤字になったのか、予想をもう既にされていると思いますので、回答をお願いしたいと思います。

それから、3番目、財政調整基金。これは預貯金ですね。ポケットマネーじゃないですけども、何か大災害が起こったときの基金。4億円ぐらいずっとこれ、平成15年から、私が議員になってからずっと4億円を堅持しております。増やすのか増やさないのかというところがなかなか見えてこない。4億円でいきたいということですね。現在、財政調整基金はどのようなになっているのか。

4番目、経常収支比率。非常に河合町は高い比率でございまして、少し改善されていると

いうことを思いますけれども、やはりかなり高い比率でございます。これらを改善している、したという結果があらわれてくると思いますので、この26年度の決算ではどのようになっているのか、見直しをお聞かせください。

最後、将来負担の比率なんですけれども、これは当然毎年毎年減ってくるはずでございます。しかし、その減り方がどうなのかということで、26年度の決算の中で将来負担比率についての状況、どうなのかをご回答お願いしたいと思います。

以上、答弁を明確にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） それでは、河合町における選挙についての質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、過去5回の町長選挙、議会選挙の投票率の推移ということですが、順次、選挙期日と町長選の投票率、町議会議員の投票率を述べさせていただきます。

今年の27年4月、町長が無投票で、町議会議員は60.68%。4年前の23年4月執行の町長は62.31%、町議会は62.31%。19年4月執行は、町長が68.60%、町議회가68.59%。15年4月執行、町長68.07%、町議会議員68.06%、11年4月執行、町長47.72%、町議会議員無投票。平成7年4月執行、町長74.01%、町議会議員74.01%となっております。

次に、投票率を上げる対策としてでございますが、投票率を上げる対策としまして、国では公職選挙法の改正による期日前投票制度の創設や投票時間の延長など、投票しやすい環境づくりが進められてきました。河合町の選管におきましても、投票所での投票しやすい環境整備として、スロープの設置、土足での入室、また防災無線による投票の呼びかけ、街頭での啓発物品の配布、成人者には選挙に関する公報紙など配布を実施しております。また、期日前投票におきましては、24年度からはバーコードにおける受け付け及び25年度から提出書類として必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷を行い、事前に記入することによりスムーズな流れによる投票ができるようにしており、投票者は増加傾向にあります。

続きまして、他町との比較について、河合町の投票率ということですが、ここ3年間で執行しました選挙の河合町の投票率、まず、奈良県知事選挙は58.32%、衆議院議員総選挙59.70%、参議院議員通常選挙59.31%でありました。北葛城郡・生駒郡の7町と比較してみますと、まず1町を除いては、全ての選挙において投票率は上回っております。また、県全体としましても、およそ約4%以上上回っているというような結果となっております。

次、選挙の活性化についてでございます、選挙公報の発行の件でございます。

選挙公報につきましては、公職選挙法第172条の2の規定により「市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。」と定められております。

県内の状況を見てもみますと、39市町村のうち10市1町2村が発行しており、町村においては、ほとんど現在発行されていない状況でございます。

ただ、有権者にとっては投票先を判断する貴重な材料ともなることのもとから、当然議会の意見も聞きながら、選挙管理委員会では必要性を含め検討すべき問題と思っております。

次、立会演説会の実情と活用だったと思います。

これにつきましては、公職選挙法第164条の3の規定により「選挙運動のためにする演説会は、個人演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。」と定められておりますので、団体等による演説会はできないこととなっております。

個人演説会の実績となりますと、今回27年4月のときの選挙では、議会議員選挙で候補者5名の方がそれぞれ1回演説会をされております。過去、4年前の23年4月のときには、町長選では候補者2名の方で延べ3回、議会議員選挙の方で候補者3名の方が延べ5回というような形で個人演説会を開催されておられます。

選挙ポスターの設置場所、投票所の数等についてでございますが、ポスター掲示場は、公衆の見やすい場所を選び、投票区ごとに政令で定める基準に応じて枚数が定められており、当町では現在66カ所設けております。

投票所は、国の基準では選挙人の利便性を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形や及び交通の利便性、地域の特性を考慮することが定められており、当町では現在、10投票区で10カ所の投票所を設けております。

次、収支報告の公表でございますが、これも公職選挙法第192条の規定により、収支報告書の要旨を公表しなければならないと定められております。当然、町の掲示場、または町のホームページにおいて公表しておりますので、それを見ていただきたいと思っております。

収支報告書をどのような視点でチェックされているのかということだったと思います。

公職選挙法の規定による選挙運動のための支出であるか、または支出の範囲及び支出金額が制限内であるかなどについて、20項目のチェックリストを作成しチェックを行っているということを行っております。

次に、過去に検討を約束した課題の進捗状況についてでございますが、まず、普通財産の

26年度の収入状況。売却処分による収入は、前例がなくちょっとございませんでした。貸し付けにおける収入につきましては、387万4,000円の収入がございました。これに伴う支出等は特にございません。

審査会での審査内容等の公表とかそういうことだったと思いますが、につきましては、順次、町のホームページにおいて審査内容、資料等を公表等しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

普通財産の分類、売却可能とか不可とかそういうような分類だと思います。

これにつきましては、既に未利用土地利用基本方針に基づき未利用土地の分類基準を定めております。これについてのホームページにおいて、一応の位置図ではございますが、公表等しております。

分類基準別におけるあとの詳細な分は、今のところは公表等はしておりません。

次、ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税につきましては、今現在、促進と町の魅力やPRを目的に、寄附者の方にお礼品の贈呈を行うべく、本町のPRにつながる商品、サービスなどの提供協力企業者を募っているところです。

今後の町の事業、PRの発信につきましては、ふるさと納税促進のためだけというのではなく、町全体として考えていかなければならない施策だと思っております。

現在、策定に取り組んでおります地方創生河合町版総合戦略に掲げる施策、事業などを今後アピールして、ふるさと納税の促進を図ってまいりたいと考えております。

最後、公共データの開放という形だったと思います。

公共データにつきましては、現在総務省では、国、地方自治体が保有するさまざまな情報を組み合わせて、オープンデータのための技術、データの2次利用に関するルールの確立、オープンデータ化のメリットの可視化等のための実証実験を実施しております。その成果をもってオープンデータに係る技術仕様、2次利用ルールの検討やオープンデータの意義や可能性の情報発信をしていますので、これらの情報の収集に努めるとともに、オープンデータとして公表するには、機械判読に適したデータ形式、2次利用が可能なデータでなければなりません。しかし、これらを整備するための体制、人員が必要となりますので、引き続き、国、県などの動向を見ていきたいと思っております。

また、当町単独だけでは項目別によるようなデータの数は少ないと思っております。2次利用として利用されるのは余り期待できないのではというぐあいにも思っております。県、あるいは周辺の市町村でまとめる方向がいいのではと思っておりますので、この点につきまし

て、県や周辺の市町村の意向、現状等を確認していきたいと思っております。

以上でございます。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井総務次長。

○総務部次長（澤井昭仁） それでは、私のほうから既存住宅の活用対策について答弁申し上げます。

まず、空き家の状況ですけれども、調査方法といたしまして以前にもお答えをいたしました総代・自治会長に調査の依頼をしております。その後、役場のほうで戸建て住宅について現地の調査をいたしているところで、調査済みでございます。本年度も、6月に総代・自治会長に再度空き家の調査を依頼しているところでございます。

空き家の数ですけれども、今年の6月の調査でいきますと、総数が310戸、これが総代・自治会長の報告の総数でございます。そのうち、いわゆる旧集落につきましては86戸、新興住宅につきましては224戸でございます。

次に、特定空き家の存在（取り壊し対象となる家屋）でございますが、現在、特定空き家の認定基準が国から示されたところです。ただ、これについてはまだまだ多くの議論が存在しておりますので、現時点で特定空き家の存在や、数というものを確定できないというふうな認識をしております。

次に、国の空き家対策のための特別措置法施行に伴う本町の対応ということで、先ほども申し上げました。今、法の運用について、各界からさまざまな議論がなされています。制度としてはまだまだ安定はしていないという認識でございます。その上で、固定資産税ですね。それについて、ということで特定空き家の認定及び運用を直ちに始めるという予定は、現在ございません。

固定資産税ですけれども、固定資産税の住宅特例につきましては、先ほどの法律に基づきまして、措置の勧告をした時点で除外されることになっております。ちなみに、除外されますと、200平米以下の住宅地につきましては、6分の1減免がなくなります。そういう制度でございます。

それから、空き家所有者を特定するための対策ですけれども、これは、もう法ができました。例えば、固定資産税情報の内部利用ができるようになりました。また、電気、水道、ガスの使用状況についても照会することができるという形で、さまざまな形で情報を得ることができるようになりました。

次に、条例化の必要性ですけれども、上位法である空き家法ができて、これに規定のない個別事案が発生すれば条例は必要であると考えますが、現在のところ、この法律で対応できるのかなというふうに考えております。

次に、まちづくりにおける既存住宅の利活用ということで、本町では、平成26年6月18日にパナホーム株式会社と連携協定を結び、町の活性化について調査研究をしておるところでございます。国土交通省のモデル事業の指定を受け、西大和ニュータウンのうち、星和台、中山台、広瀬台、高塚台を対象に、現在、空き家の利活用に取り組んでいるところでございます。

中古住宅の診断の普及に町はどうかかわれるのかということでございますけれども、モデル事業地域内の住宅診断は、現在パナホームが実施しており、町としてもパナホームと連携をしまして、この制度の広報活動に取り組んでいるところでございます。

今後の中古住宅の診断につきましては、この取り組みの成果を見きわめた上で決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、過去に検討を約束した課題の進捗状況のうち、巡回ワゴン豆山きずな号の運行、福祉有償運送の現状、福祉会館の活用の3点の質問について回答させていただきます。

最初に、巡回ワゴン豆山きずな号の運行についてでございますが、巡回ワゴン豆山きずな号については、1台のワゴン車で町内4ルートを、朝、昼、夕の3便を、総合福祉会館豆山の郷への送迎を主目的に無料で利用していただいております。平成26年度の実績で、年間利用者数が9,977名で、1日平均33名の方に利用をいただいております。今後については、公共交通基本計画の進捗に合わせて最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉有償運送の現状についてでございますが、福祉有償運送事業については、道路輸送法第78条第2号による自家用自動車有償旅客運送事業として町社会福祉協議会が運営し、通常バス・鉄道・タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢の方、要支援認定を受けておられる方及び障害者手帳を保有されている方を対象に、行き先を町内並びに町外の医療機関を限定として、日曜日及び祝日を除く各曜日に運行してまいりましたが、今年度4月より利用者のニーズに対応すべく、病院利用が比較的少ない木曜日と土曜日に限

り、町内の商業施設・金融機関・公共施設等生活関連施設への利用も可能として試行運転を実施しております。

今後は、利用者のニーズを把握して、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

なお、買い物支援の利用状況なのですが、現在、平成27年4月から6月13日までの利用いうことで、利用回数が10回です。利用者は、人数は5人で、行き先は、万代、イオン、キリン堂、南都銀行、郵便局等でございます。利用日につきましては、木曜日が6回、土曜日が4回となっております。

あと、経費なのですが、平成26年度の実績で、支出が約200万、これ、社会福祉事業になるんですけども、平成26年度で支出が230万。これは、主にドライバーの賃金とか車両に係るガソリン代等でございます。収入については、利用者の利用料ということで収入が約130万です。差し引きマイナス100万円となっております。

続きまして、3点目の総合福祉会館の活用（デイスパースの再利用）についてでございますが、町運営によるデイサービス事業を平成26年3月末日をもって廃止し、26年4月以降はサービス利用者のことを考慮し、1年限定で町の委託事業所であった事業所に有料で貸し付けを行ったところです。

平成27年4月以降のデイスパースの再利用計画については、総合福祉会館運営審議会の意見を聞きながら、昨年12月に公募型プロポーザル募集要項を制定し、町広報並びにホームページにより貸し付け希望者を募って、本年2月に事業所選定審査委員会において審査基準に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、貸し付け事業者を決定したところでございます。

なお、貸し付け内容は、貸し付け期間が3年で、障害福祉サービス事業所ふれあいの杜として児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護事業を展開していただいております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 福井総務次長。

○総務部次長（福井敏夫） それでは、私のほうから事務事業の評価制度についてお答えさせていただきます。

事務事業評価制度、これにつきましては、その導入に向けて評価方法、あるいは評価結果の活用方法など検討を進めてまいりました。ただ、一方で、今年度中に作成する河合町版の総合戦略、これの策定に当たりまして、各事業、施策ごとに目標となる指標を設定し、事業

の実施後、外部有識者も参加した検証機関、これにおきまして、その指標に対する達成度を検証するなど、いわゆるP D C Aサイクルによる検証、これが義務づけられたところでございます。これは、まさに現在検討を進めてまいりました事務事業評価と同じものですので、まず総合戦略に基づく事業に対する評価の方法、これを先行して整備し、その後で対象範囲を広げ、事務事業の継続的な改善に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度決算の見通しについてでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入65億5,823万5,000円、歳出64億4,677万8,000円、歳入歳出差し引き額1億1,145万7,000円。これより翌年度へ繰り越す財源73万1,000円、これを控除しました実質収支額は1億1,072万6,000円の黒字決算となっております。また、実質収支額1億1,072万6,000円から、前年度からの繰越金、これが1億5,721万7,000円、これを差し引いた単年度収支というものは、マイナス4,649万1,000円となっております。

次に、財政調整基金についてのご質問でございます。

平成26年度末基金の残高は4億1,231万1,000円、前年度決算よりプラス96万1,000円増額になっております。今後につきましても、災害復旧など緊急時の財源といたしまして、現在の基金残高を確保するとともに、財政健全化が進み財源に余裕ができれば、基金への積み立ても実施してまいりたいと考えております。

次に、経常収支比率についてのご質問です。

平成26年度の決算に対する比率と申しますのは、現在作業を進めております決算統計処理の結果から算出することになりますので、現時点では具体的な率というものは算出できておりません。ただ、見通しといたしましては、平成26年度から三セク債、第三セクター等改革推進債、これの元利償還が開始するため、歳出の公債費、これが増加すると見ております。したがって、その比率もしばらく増加する見込みでございます。

次に、将来負担比率についてのご質問でございます。

これにつきましても、平成26年度の決算比率と申しますのは、決算統計処理の結果から算出することになりますので、現時点では具体的な率というものはお答えできません。ただ、見通しというものにつきましては、これにつきましては、平成26年度より三セク債の元利償還が開始することに伴いまして、毎年度、調査の残高、これは着実に減少するものと見込んでおります。今後も新規発行債の抑制を続けることで、将来負担比率、これは平成25年度をピークとして着実に減少していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） いろいろ多様な質問の中で、ちょっと再質問したいと思いますけれども、まず、河合町の選挙の中で、公報を発行する手続ということで、一応説明がございました。条例化が必要だということでございますけれども、この条例化するためのルールといいますか、どういう形でやればいいのか、議会でこれを提出すればできるんかどうかということについて、まず答弁をお願いしたいと思います。

それから、既存住宅の活用対策ということでございます。

法の施行が6月に行われた後、まだ日がたっていないんですけれども、河合町の場合は、約310戸ほど空き家が出ていると。例えば、特定空き家が今後出てくるのか、出てこないのか、あるいはどういう基準でこれを、ルールをつくって住民に周知していくのか、あるいは所有者に対する通知とか、いろいろ他町村に比べるとまだ具体的な案件がどこまであるかちょっと不透明なんですけれども、そういうことで、今のうちに、やはりきちっとそのルールをつくっていくということで、オーナーの方に対する情報を提供していくと。それから、法的には内部利用可能だということでございますので、これを利用して強制執行がないような形でこれからしていくということに対する対策ですね。検討をお願いしたいと思います。

それから、固定資産税ですね。これがどっちに向くのか。例えば、優遇措置を廃止することで空き家なくなるかどうかとか、あるいは逆になるのかどうかとか、この辺のことについて、固定資産税の見直しというものの、税制の中で、この空き家対策についてどのよう考えているのかどうかですね。6分の1ということは6倍になる可能性があるということですから、これを、例えば条例化するとか、税法上変えるということで空き家を少しずつなくすことができるかどうかについての視点をお聞かせください。

それから、過去に検討を約束した課題なんですけれども、収入、普通財産の管理については、先ほど区分をしている、分類しているということでございますね。この分類の中は、一応どれくらいの基準はあるということですが、こういった分類をして、どれくらいあるかについては、これはホームページで出すということはなかなか難しいかもしれませんが、どのような額、どのような場所にあるのかどうか、それから、売却処分委員会で住民に対する開示をするということの検討、ホームページで書いてあるということでございますけれども、私もそこまでちょっと見ていないので、これから見て再度必要があれば質問させていただきたいと思います。

それから、巡回ワゴンなんですけれども、これは公共交通として考えているかどうかにつ

いての視点がないんですね。というのは、生活、以前から質問していますけれども、公共交通なのか、あるいは福祉輸送の中なのか、その間の中なのかということについての視点がどうもはっきりしていないと。基本公共交通の中で見直すということであれば検討するということですが、これは非常に行政としてのスタンスがどうも弱いんじゃないかと思えます。明確に今のままでいくのかどうか。今のままでいくんだったら、現行のルートを改善するというのを、数年前にアンケートをとっているわけですが、本当に利便性が高いのかどうかの検証もしていかないといけないわけですね。この点について、どうもはっきりしてないということがございますので、再度視点を明確にさせていただきたいということで質問いたします。

それから、福祉有償運送は、もともと、これは買い物、通院、あらゆることができるわけですね。今の中では、まだまだこれから試験的にやっていくということですが、その試験的にやっていく中で、例えば予算の経費がかかるということであれば、その範囲でやりたいということであれば、これからできないわけですね。何でかいうと、通院以外のところの回数のほうが増えるわけですからね。その辺のことについて、どういう見通しを持っておられるのか、試験的にやって何を考えていくのかということについての視点をお聞かせください。

それから、公共データについては時間がかかるかと思えますけれども、基本的なデータを回収するときには、そういう視点でもってやはりやっていただきたいというふうに思いますので、2次利用はなかなか難しいというふうなことです。非常に後ろ向きでございますけれども、この点については、7町でする必要があるのかどうかのことも広域で検討していただきたいと思えます。

回答、よろしく申し上げます。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 選挙公報の条例化のルールというか、議会に提出すればいいのかというふうなご質問だったと思えます。

先ほど言いましたように、選挙公報につきましては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は条例で定めるところにより発行することができるということですので、まず選挙管理委員会としての必要性等を求める検討が必要だと思っています。そこからまた条例を定めるかどうかというのを、検討を進めなければならないと思っております。

それと、土地についての、分類基準についての詳しい詳細な部分につきましては、先ほど

も、ただ、位置図については、分類基準別での地図というような形でホームページには公表させていただいております。それに対しての、各分類の基準に対しての件数なり面積とか詳細部分については、今のところ整理等を資料しておりませんので、今後は整理していきたいと思っております。

以上です。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） まず、ちょっと町の対応が遅いような指摘を受けたように思いますが、私には決して町の対応がおくれているとは思いません。先般も、あるマスコミから取材を受け、河合は他町に比べて進んでいますねという意見をいただきました。それは、本町においては、先ほど答弁いたしましたように、空き家の実地調査、既にしておりまし、空き家の捕捉もしております。ただ、完成型ではないので、今後精度を高めていきたいというふうに考えております。

それから、この空き家法につきましては、制度ができたばかりでと。先般、うちの職員が大阪で行われました説明会に出席をいたしました。その際には、かなり担当から国土交通省に対しての質問がありました。その質問の内容というのは、いわゆる特定空き家を認定するに際して、かなりその市町村長の裁量権があると。義務を課す公権力の行使にかかわる認定作業でございますので、かなり住民さんからの反発もあるだろうということでございます。

それから、もともと住民さんのモラルによって空き家というものは更地にされてきたということもあります。今現在、いわゆる世間でいうところの危険な空き家が放置されていて、それに法律に基づいて措置をしよう。最終的には、これ、代執行もできるようになっています。経済的な理由のもとに放置していた方にとって撤去費用が発生し、加えてその次の年からは6倍、おおむね6倍の固定資産税が発生すると。こういった部分を考えて、果たしてこの法律がその空き家について抜本的な対策になるのかどうかという疑問は出てきます。全部じゃないと思います。本町としては、この空き家法というものは、そういった空き家をなくしていこうというのが第一ではなくて、やはりそれを利活用することによって、まず地域の活性化というものを目指しているのではないかというふうに考えています。その上で、本町につきましては、今、パナホームと利活用についての取り組みを、今、進めております。まず、このパナホームとの連携による空き家の利活用という部分をセンターラインにおいて、特定空き家の部分についても、その延長線上で解決していきたいというふうに思っております。

す。

ただ、その特定空き家についての議論につきましては、今後も注目をして対応していきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃった周知、あるいは認定の部分につきましても、今、私が答弁しましたように、今後の議論を見据えていきたいというふうに考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 巡回ワゴンのきずな号の位置づけ、それから福祉有償運送事業の位置づけですね。これにつきましてはの質問に答弁させていただきます。

まず、この巡回ワゴンきずな号、これにつきましては、基本的に、以前からお答えしていますように、豆山の郷への送迎というこの目的でございます。そういう目的で今現在運行しておりますので、ただし、自由に乘っていただいて、途中でおりられても結構という形になっておりますので、そういう位置づけということで町としては押さえております。

それと、福祉有償運送事業、これにつきましては、これもまさしく福祉事業という中で考えておるんですけども、以前からお答えしていますように、今後、公共交通のあり方によりまして、例えば公共交通は巡回バスという形になるようでしたら、例えばきずな号はどうあるべきか、例えばデマンド交通というふうになるようでしたら、例えば福祉有償運送事業はどうなるのか、その辺はあわせて検討してまいらなきゃならないというふうに考えております。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 時間がないのでまとめますと、まず、選挙公報ですね。これは、選挙管理委員会です。まず検討するということで。その結果、出れば条例化するということですが、その選挙管理委員会に対する申し出は、河合町はしてもらえんのかどうかですね。その辺のところの回答をお願いしたいと思います。

それから、移動については、私はもう再三言うてきました。まず基本交通があるということですね。基本交通計画ね。それから、福祉輸送がある。その間にある生活の足をどう確保するかについては、前回の回答ではないという回答だったんですね。しないという回答だったんですよ。それに対して、それでいいのかということになってくるわけですよ。もう一回答弁見てください。基本交通計画、巡回ワゴンは、これは準公共交通かもしれませんね。

それから、福祉輸送というのは、これ、障害者です。その間にある高齢者、要支援じゃなくて高齢者の方が使う足ね、これをどうするのかということなんですよ。その中については、さきの議員さんの答弁もありましたけれども、過去見ていただいたらありますけれども、しないという答弁なんですよ。それについては、これから私は追求していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

まずその点について回答お願いしたいと思いますね。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 選挙公報についての選挙管理委員会の申し入れというような答弁だったと思います、につきましては、私、選挙管理委員会の一応事務局長というような形になっております。当然、きょう、このような一般質問でのあったという内容を、委員会のほうにはお話し等させていただいて、その後、どうするに向かうかというのは、委員会のほうで検討というか、していきたいということになると思います。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 公共交通豆山の郷、それから福祉運送事業、先ほども答弁しましたように、基本的に、きずな号につきましては豆山の送迎と。今おっしゃっていましたが中間につきましては、今後公共交通の中では検討していかならんというふうには考えております。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員、まとめてくださいね。

○9番（西村 潔） まず、土地の分類についてですけども、これは出ているんですか、ホームページに。まずこの分類しているんだったら、どういう分類しているのかですね。詳細まで、合計額までは出しませんが、要求しませんが、まず分類の中身が出ているかどうかですね。

それから、公共交通と第三者の輸送については、もう数年前から話をしているわけですよ。しているわけですよ。ところが一向に進んでないということです。

これについての答弁をお願いします。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 土地の分類についてですが、先ほども言うてますように、町内の、河合町の地図に一応分類基準として基準、9つに分けて、一応地図、色分けして落としてお

ります。それらをホームページに公表としております。内容としましては、売却処分検討地、保有継続地、貸し付け地、事業予定地、または要望地というような形で、大きく5つの中から基準を9つ定めた形で公表しております。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 確かに、検討はおこなっておりますけれども、公共交通全体の中で検討しているの、時間がかかっているということでございます。

○議長（疋田俊文） これにて、西村議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 10番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子。

通告書に基づいて質問いたします。3点について質問します。

第1点目は、中学校の教科書採択について。

今年4月6日に、文科省は中学校の教科書の検定結果を発表しました。育鵬社版と自由社版の歴史、公民教科書を合格させたところです。これらの教科書は、侵略戦争を美化、正当化し、近隣諸国との緊張を高め、日本国憲法を軽視するものです。子供たちには渡したくない内容です。安倍首相などは、育鵬社の教科書が最良という趣旨の国会答弁をしています。日本が正しい戦争をしたと主張する人々が発行する教科書が採択されることのないようにしてほしいという声も上がっています。間違った教科書で学んでいる子供たちが大きくなってアジアの人々と交流したときに、このようなことを言ったらどうなるのでしょうか。このような状況を鑑みて、奈良県の子供たちにふさわしい教科書を、公正・中立な立場で採択していただきたい。

また、学校で毎日教科書を手に教えておられる先生方の意見はどのように反映されていきますか。

17採択地区での教科書展示は、広陵の図書館のみですが、各自治体の図書館でも展示し、

広く意見を聞くようにしてください。

2番目に、ごみの収集について。

ごみの収集は、住民の生活と深くかかわっている問題です。この点についてお尋ねします。

以前にもごみの戸別収集やごみ袋の無料化について質問をいたしました。今回は、戸別収集及びそれに至るまでの当面の改善として幾つか挙げていきたいと思います。

また、ごみの減量に努め委託費の軽減をと提案いたしましたが、ごみが減量されても委託費は変わっていない。どのような契約になっているのでしょうか。改善点として、ごみのステーションの場所を増やしてほしい。2番目は、可燃ごみ、不燃ごみ、そして缶・瓶、ペットボトルを同じ場所で収集してほしい。3番目は、大型ごみは自宅前で日にち指定で無料で収集。この3点を改善点として挙げていきたいと思います。

また、3番目は、国保税の1世帯1万円の引き下げです。

3月議会においても質問いたしましたが、国保会計の状況から見ても引き下げが可能と考えます。国保の都道府県への移管の詳細が明らかでないとのことですが、単年度で黒字、基金もある状況ではないでしょうか。現在、国保に加入されている世帯の国保税による黒字であり、基金でもあります。高過ぎる国保税と言わざるを得ません。1世帯1万円の引き下げの実施を求めます。

以上です。

再質問につきましては、自席にて行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、1点目の中学校教科書採択についてお答えさせていただきます。

河合町の教科用図書の採択につきまして、河合町は奈良県第17採択地区に当たり、北葛城郡の4町で構成されております。採択地区は、協議会を設置し同一の教科書を採択しなければならないと法律で定められております。

採択に当たりましては、教科ごとに調査研究を行います。調査研究は、北葛城郡4町のそれぞれの教科の先生方が、奈良県の調査研究報告を参考に行います。その調査研究結果を採択地区協議会で協議しまして、各町の教育委員会で採択を行います。

教科用図書の閲覧につきましては、奈良県が各採択地区に教科書センターを設置いたします。北葛城郡は、4町の協議により広陵町立図書館を教科書センターとしております。教科

書センターではアンケート用紙を置き、広く住民の意見を聞かせていただいております。

以上です。

○環境衛生課長（齊藤幸美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 齊藤課長。

○環境衛生課長（齊藤幸美） ごみの収集についてということで、当面の改善点で3つのご質問をいただいております。

1つ目なんですけれども、ステーションの場所を増やすということなんでございますけれども、ステーションの増加については、ステーション隣接の住民に対する同意、周辺環境等の条件面が各地域によりさまざまです。担当課では判断しかねますので、各地域の総代・自治会長からの要望により受け付けを行っております。数戸のみの要望で原則増加の対象とはなっておりません。

2点目なんですけれども、可燃ごみと同じ場所で、不燃ごみ、缶・瓶、ペットボトルを同じ場所で収集ということなんでございますけれども、現在、可燃ごみ収集場所は585カ所で収集を実施しております。また、不燃ごみ及び缶・瓶、ペットボトルについては148カ所で収集を実施しております。新旧住宅の地理的な相違があり、特に旧住宅地の狭い場所に缶・瓶を置くことにより、車両が缶・瓶を踏んだ場合危険であり、また収集箇所が増えることにより収集時間の延長、収集経費の負担増となり、難しいと考えております。

3つ目でございますけれども、大型ごみは自宅前で、日にち指定で無料で収集ということなんでございますけれども、ごみ収集の回収体制、特に日にち指定となりますと、人員、軽車両（軽トラック）等を増やさなければならなくなり、収集経費の負担となり困難であると考えております。住民の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○住民福祉課長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口住民福祉課長。

○住民福祉課長（門口光男） 国保税の世帯1万円引き下げについてお答えいたします。

国民健康保険の財政運営を都道府県に移管する改正法案がさきの参議院本会議で採択され、可決・成立し、5月29日に公布・施行されました。国保の構造問題の解決に向け、平成30年度以降、国保運営は都道府県を中心とした体制に大きく変わります。

昨今、急速に進む少子高齢化の下で安定的運営を目指す今回の改正法は、制度の大枠を示したもので、詳細については示されておりません。

基金を取り崩し還元してはどうかとの提案でございますが、国保税の世帯1万円の引き下げにつきましては、平成27年3月現在で、加入世帯が2,877世帯あることから、2,877万円の減収となり、国保財政に少なからず影響を及ぼします。

河合町でもどんどん少子高齢化が進んでおります。また、医療技術の高度化に伴い、今後の医療費の増加が容易に推測されます。このようなことに備え、国保財政に少しでも体力をつけておかなければならないという考えから、税率の引き下げ、還元につきましては、慎重にならざるを得ないという状況でございます。

以上です。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、中学校の教科書の採択についてですけれども、現場の先生の意見というのはすごく大切だと思います。4年前にもちょうど採択の時期でしたので、初めての質問でこの問題を質問させていただきました。そのころと今との状況が変わっている点があります。その一つは、地方の教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたということで、教育委員長のポストがなくなって教育長がその任につくということです、そういう点で1つ大きな変化があります。この教育委員会の制度が変わったということで、首長の教育の介入を法的に認めたということになるわけですが、先ほども認定こども園のところで町長が述べられたように、町長とかの権限を発揮するという部分があるわけですが、河合町において、教育長とか町長などによる鶴の一声でこの決定が覆される、そういったことはないかと思いますが、そういった体制にあるということをお願いしたいと思います。

それと、教科書の展示場所なんですけれども、広陵町というのは4町の合意で決まったということですが、地理的に見ても、広陵からも王寺からも河合町が一番真ん中にあるみんな来やすいのではないかというふうに思うんですけれども。毎回、4年前も広陵町だったので、多くの方に見てもらおうという努力というか、その手だてとしては、広陵町から河合町に、河合町から王寺にというふうに回っていくか、1カ月のうち半分はどこどこにするとかという形で、できるだけ多くの人の意見が聞けるような、そういった体制にしていくということも大切ではないかと思います。これについては、どうでしょうか。

それと、その協議会で決まったことに対して、教育委員会はそれに基づいて決定するというふうになっていると思うんですが、そういうことでもありますので、やはりその協議会での

先生方の意見を十分に酌み尽くす、そういった時間の保障、場所の保障も含めてやっていただきたいというふうに思っています。

それと、ごみの収集なんですけれども、燃えるごみと燃えないごみを一緒にしてほしいというのは、ごみの収集箇所が変わるということなんですけれども、その契約がどうなっているのかという点についてご回答はいただいてないんですけれども。きょうもごみの回収日だったんですけれども、近所の年配の方のごみの収集を、ちょっと若い年配の方が手伝っている。ところが、これも、いつまでもそういうお手伝いはしていけない。手伝っている人も高齢化していく。そういった状況がこれからも起こり得ることなんです。また、森尾議員の質問でありましたけれども、小さな子供さんを持っているご家庭でも、小さな子供さんを置いて収集場所まで持っていくのが大変心配。燃えるごみよりも燃えないごみのところまではかなり遠いんですね、その場所によっては。旧村につきましては、本当に、一輪車で持っていこうか、自転車に乗せて持っていこうかというぐらい離れたところにあるということで、それは住民の立場に立って早急に改善していかないと、持っていくのが大変でごみを家に置いておくみたいな現象も起こってくるのではないのでしょうか。

お金がそれに伴ってかかってくるわけなんですけれども、このごみの処理につきましては、地方自治法の第2条におきましても、地方自治体の固有の事務というふうに明記されていますので、既に皆さんの税金でこの事業が成り立っている事業ですので、これについては早急に改善していただいて、進めてもらいたいというふうに思います。

それと、戸別収集についてなんですけれども、特定の者に対する対応でないものに対しては、有料というのは違法というような地方自治法の227条にあるわけなんですけれども。今、ステーションですので、もともとこれを有料にすること自体、違法ではないかというふうに思います。住みよいまちづくりという意味からも、このごみの問題は解決していかなければならない課題の、大切な課題の一つなんですけれども、皆さん、本当に困っておられます。例えば、収集場所もすごい矛盾があるんですね。私が持っていく場所は、向かいの家のちょっと下の方と、ちょうど反対側に持っていく形になってすごく不便なんです。そういう意味からも、最終的には戸別収集。お金を有料化にしているんだったら戸別収集でしてもらおうというのが基本だと思います。

それと、大型ごみについてなんですけれども、この条例から見て、今の現状はどうかということについても答えていただきたいと思うんですが。大型ごみなんですけれども、ステーション、大型ごみを出す場所まで持っていける人、家に車があったりとか、体力的に十分で

あつたりとかという人は持っていけるわけですがけれども、そういう人はシールを張って無料。でない方は、年もとってそこまで持っていく手だてがないという人は、家までとりに来てもらって有料。これでは、弱い者に優しい、住民に優しいごみの収集の形態ではないのではないのでしょうか。

実際に、その人員も車も必要というふうに言われていますけれども、この大型ごみの収集を無料にして家の前までとりに来てもらっている、そういった自治体も現実にあるわけです。そのことについて、それぞれのお金がかかる、人員も車も要るといような回答だけではなくて、ある程度調査をしていただいて、住民の方が住んでよかったなど言えるような河合町にしてもらいたいというふうに思います。

それと、年をとっていくと、もうこんなに荷物は要らないわというふうになってきますと、大型ごみの出す量も増えてきますので、それに対する対応も真剣に考えていかなければならないのではないのでしょうか。

先ほど、森尾議員の質問のところ、お金もかかって、経費もかかってということで、住民の方に理解を求めるといのか理解をしていただいて、協力をしてほしいというふうに答えられましたけれども、町の行政としては、町民に、住民に、理解、協力を得る、そういう立場ではなくて、行政が住民の方の現状を理解して手だてをしていく、手助けをしていく、こういう立場に立ってこのごみの収集も含めて対応していかなければならないのではないのでしょうか。

それと、国保なんですけれども、1つお聞きしたいのは、滞納世帯がどれぐらいあるのかというのと、平成26年度の収支についてお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 教科書の件でございますけれども、教科書センターでございますが、広陵町の図書館ということで、ここが決まった経緯といいますのは、広陵町の図書館、スペース的にも余裕があるということで広陵町さんなんですけれども、今後、4年に1回のことなんですけれども、議員おっしゃるように4町の輪番というのも考えてもいいかなと、そういう検討もさせていただきたいとは思っています。ただ、教科書センターいいものは1カ所だけでございませんで、県内に22カ所ございまして、そちらのほうでも閲覧していただけることとなっております。

それと、採択につきましては、法律で町の教育委員会が採択するとなっております。です

ので、町長の鶴の一声でひっくり返るようなことはございませんので、公平に、公正に調査研究を行っていただいているところでございます。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 先ほど、質問の中で答えていない部分があるんですけども、ごみが減量されても委託料は変わっていない。どのような契約になっているのかということでは回答は述べなかったんですけども、これについては、ごみの量で契約をしているわけではなく、各家庭から指定日に町が定めたごみ集積場へ出されたごみを収集し、運搬する業務として、今、契約をしているところでございます。

粗大ごみの件なんですけれども、近隣についても一度調査をしたいと思っております。

また、あとどうしてもという方、有料とかいろいろございますけれども、現在も利用されている家庭が29世帯ほどあるんですけれども、まごころ収集なんですけれども、これについては、一定の条件はありますけれども、ある程度ひとり暮らしですね。ひとり暮らしの方で、どうしてもごみを集積場に持っていけないという世帯においては、また玄関まで出向いて収集する、こういう制度もございますので、福祉政策の協力を得ながら、これも実施やっているわけなんですけれども、もしそういうことがあれば相談していただけないかと思っております。

以上です。

○住民福祉課長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口課長。

○住民福祉課長（門口光男） まず、滞納世帯の状況というところで、分割されている世帯も含めまして、今年度約400世帯ございます。平成27年4月末現在で、未収入額として残っておる金額が、2,456万4,547円となっております。

それともう1点、26年度の収支決算の状況でございます。

これにつきましては、26年度積み立てとして5,539万8,751円を積み立てしております。したがって、26年度末の残高、これにつきましては、3億626万3,960円となっております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） ごみの問題なんですけれども、まごころ収集って前回からも言われて

いるんですが、このまごころ収集では対応できていないんですね。本当に限られた条件があって、現状に合致していないというのがまごころ収集の中身だと思います。

ごみの契約なんですけれども、私たちがごみを清掃工場まで持っていったときには重さではかれるわけですね。普通感覚としては、これだけの重さで幾らというような形で、私たちもお金を持っていった場合は払っていますし、そういうふうな契約かと思っているんですが、なぜその何カ所につきというような契約になっていて、何年契約になっているのでしょうか。

それと、大型ごみについては、弱い人の立場に立った収集方法というのは考えておられないのでしょうか。

それと、国保についてですが、今お聞きしたところでは、滞納世帯数につきましても、この間、消費税も上がって、介護保険料も上がって、年金も下がって、今年の8月ぐらいからですけれども、医療費の負担も上がっていくという中で、国保料がすごく負担になってきている。そういったあらわれであると思いますが、滞納世帯数も増えてきている。これは、国保だけの問題じゃなくて、いろんな介護保険料の未納とか、水道料金の未納とかも含めて生活支援も考えていかなければならないんですけれども、国保につきましては、広域化、いわゆる広域化を30年に控えていますけれども、河合町においては3億円を超す基金になってきている。その中で、あと3年の間、この間の黒字の部分とか、基金になった部分については、今まで国保税として納められた方の費用での基金なんですね。それについては、たとえいろいろ心配事も担当課ではされていますけれども、二千何世帯って言わはったかな、七百何世帯ということで、その世帯数もちょうど減ってきているかと思うんですけれども、それぐらいの世帯で2,700万円ぐらいの費用につきましては、今の基金の中で、基金を使わなくても、その黒字部分で十分対応できる。基金にまで及ばない形で対応できると思うんですね。毎年こういう形で黒字、黒字というふうに積み重ねをしていって、広域化までにどういった形の国保会計を進めていくのかという見通しについてもお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口課長。

○住民福祉課長（門口光男） 基金の還元についてございまして、標準化に向けての状況についてお答えさせていただきます。

保険給付に必要な額につきましては、市町村に分賦金、納付金として課し、県が新設する国保特会に納める方式とされることとなっております。仮に徴収率が落ちましても、納付金

は納めなければならず、徴収意欲は落ちない仕組みとなっております。

また、徴収不足が生じた場合、県に設ける財政安定化基金から貸し付けをしますよという仕組みも設けられております。このようなことから、慎重にならざるを得ないという状況でございます。

○環境衛生課長（斉藤幸美） はい。

○議長（疋田俊文） 斉藤課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） 先ほどのごみのその契約のことなんですけれども、箇所とかそういうので、今、そういうふうに捉えていると思うんですけれども、逆に増えたとしても、そういう契約はしてはおりません。契約については、単年度契約を行っているところでございます。

あと、持ち込みの件なんでございますけれども、有料袋に入ってきたものを持ってきた方については、そのままお金はかからないわけなんですけれども、今議員指摘の粗大ごみを現場で粗大シールを張った場合は無料やのに、わざわざ持っていつているのに料金がかかるのはおかしいではないかというご指摘だと思うんですけれども、それについては、本来、できるだけ、毎週水曜日粗大があるんですけれども、その場に持っていただきたいなということをお願いしたいと思っておるところでございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 国保についてですけれども、支援金というものもあるわけなんですけれども、河合町にも幾らか入って、おりてくるかと思いますが、その分賦金について随分心配されているかと思いますが、100%納めよというふうな形になっていく、それも承知していますけれども、この分賦金があるにしても、30年度になるまでの間に値下げをしてくださいという話ですので、それについて回答をお願いしたいのと、ごみについてですが、ごみの袋、有料の袋に入れて持っていったら無料。それは当たり前だと思いますね。そしたら、大型ごみにあのシールを張って持っていったら無料なんですか。

○環境衛生課長（斉藤幸美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 斉藤課長。

○環境衛生課長（斉藤幸美） いや、先ほどちょっと言いましたように、大型シールを張られて持ってこられた場合は、一応有料となっております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 国保につきまして、国保料、これにつきましては、今まで国保始まって皆さん方に納めていただいた分で今までここまで来たということで認識をしておりますし、それにつきましてどうするんだというふうになります。ただ、30年以降、都道府県になるという中の分賦金もあります。それと、まだ細かいことは決まってないんですけども、一つは、懸念しておりますのは、例えば医療費の増減ですね。例えば、1人当たり医療費が一定のラインを超えますと、例えばペナルティーを科せられるのではないとかいうような、やっぱり懸念もございます。その辺はまだ不透明な部分がございますので、そこにつきましては、やっぱり慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。

もし万が一になりますと、今後、奈良県統一になりますと、河合町の国保料を上げなければならぬ、これはできるだけ避けたいというふうに思っております。今現在は基金を積み立てるというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この医療費についてですけれども、一定の金額を超えるとペナルティーということでのご心配もあるかと思いますが、河合町で、医療費を上げないための手だてとか、それをもっと真剣に考えていただいて、超えないような、検診とか予防とかにより一層力を入れていただいて進めてもらいたいということのと、分賦金というのは30年以降の話ですので、それまでのところでの処理をしてもらいたいということなんです。上牧町では、既に平成25年度に平等割のところでは1万円の引き下げがされています。ここも基金があるわけですね。住民に還元しているという形をとっているんですけども、国保の会計の中で、この間ずっと黒字が続いていて、私ももう何回となくこの引き下げのことを質問させていただいて、河合町としてこの国保会計、ためるだけためて今後どうするねやというところで、担当課の人のところでは、同じ回答しかもらえていないので、町長として、町として、町長のご意見もお聞きしたいかと思っております。

それと、ごみ収集については、いろいろと町の都合、経費とかもある、人員もいろいろあるかと思っておりますけれども、河合町の住民が住みやすい町、そういう立場でどんなふうにしていくのかということも、お金もどんなふうにして捻出していくのかも含めまして検討してもらわないと、いつまでもお金がないとか人員が要るとかでは、住みよいまちづくりにも一歩も進まないわけですね。そういう意味で、町としての見通しも含めまして、戸別収集に向け

てその努力をしてもらいたい。有料化にもなっていますので、その戸別収集は法的にも沿っていないということを心してもらって、解決してもらいたいと思います。

町長のご意見もお聞きしたいです。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 議員おっしゃっていますように、医療費を上げない対策、これにつきましては、河合町のいろんな機会で行っております。例えば、介護予防なんかのしゃきつと教室、例えば一つの例でいいますと、5月に行いましたラジオ体操を含用さしながら、例えば皆さん健康でいつまでも元気に過ごしてもらいたいというふうに思って、そういう部分には努力しています。また、今後、例えば、ジェネリックですか。後発薬品、薬ですか、とかいう部分ですね、そういう部分につきましても、啓発をしながら医療費を抑えていこうというふうな努力はしていかなければならないというふうには考えております。

それで、おっしゃっていますように、確かにある町は基金につきましてももう少し大きな金額を持っておられたというふうには聞いております。ただ、例えば個別の部分で見ますと、やはり例えば国保の資産割とか均等割、それから後期高齢の課税割とかいろいろあるんですけども、そこにはやはり高いところもありましたら低いところもあるというふうに見ております。それ、一概にどこが安いというふうにはないというふうには思っております。

先ほども申していますように、そういう中で、今後、河合町の住民の方が30年以降、奈良県の統一となった場合、できるだけ国保料の料金を上げないように、やっぱり今の段階から準備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 森 尾 和 正

署 名 議 員 清 原 和 人

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子